

大阪市営住宅建築工事積算要領

令和4年4月

大阪市都市整備局住宅部

建設課（建設設計グループ）

使用にあたって

1. 目的

この要領は、大阪市都市整備局住宅部建設課(建設設計グループ)発注の建築工事内訳書（以下「内訳書」とする。）を作成するにあたって、必要な事項を定め、工事費の適正な積算に資することを目的とする。

2. 内訳書の作成について

- (1) 積算に先立ち、設計図に表現されていない仮設工事及び施工上の制約条件等を確認する。
- (2) 「公共住宅建設工事共通仕様書」(編集 公共住宅事業者等連絡協議会)及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を熟読の上、遵守する。
- (3) 数量積算は、「公共住宅建築工事積算基準」(編集 公共住宅事業者等連絡協議会)及び「建築数量積算基準・同解説」(建築工事建築数量積算研究会)によるほか次による。
 - 1) 長さ、面積、体積及び質量の単位はそれぞれ、m、m²、m³、tとする。
重量が1t未満の場合はkg計上とする。
 - 2) 端数処理は四捨五入を基本とする。
 - 3) 計測寸法は、小数点以下第2位までとし計算過程においても小数点以下第2位とする。
 - 4) コンクリートの断面寸法は、小数点以下第3位まで計測・計算する。
 - 5) 木材断面の辺の長さは、小数点以下第3位まで計測し、計算過程の体積は小数点以下第4位とする。
 - 6) か所にて計上する場合は、桁数にかかわらず1桁までとする。
- (4) 内訳書に計上する数量は、原則として小数点以下第2位を四捨五入する。ただし、100以上の数値については四捨五入して整数とし、極小の数値は有効数字1桁まで計上する。木材についても同様とする。
- (5) 数量積算の区分
 - 1) 以下の工事種目については、外部、共用部、内部（住宅、住棟内集会所、住棟内自転車置場）に区分する。
既製コンクリート工事・防水工事・石及びタイル工事・金属工事・左官工事・内外装工事・ユニット及びその他工事。ただし、木製建具工事、金属製建具工事は共用部と住戸タイプ別に区分する。
 - 【外部】 外装、開放廊下、バルコニー、屋外階段等（共用部の外部建具回りシーリング、詰モルタルは外部に合計して計上する。）
 - 【共用部】 1階玄関ホール、EVホール（2階以上の開放廊下に接続する部分を除く）、MDF室等
 - 【内部】 上記以外の室内部分
 - ※その他、設計図上（設計担当者に確認）の区分による。
- 2) 耐震改修工事等で、外壁改修工事（保全整備課担当）を合わせて実施する場合、両工事における各工種の数量に重複及び計上漏れがないよう調整を行うこと。

3. 内訳書書式について

- (1) 「工事内訳書参考記載例」は標準的な項目を掲載している為、不要な項目は削除し原稿に記載しない。また、記載以外の項目は適宜該当工事に計上する。
- (2) 摘要欄に形状・寸法等を記載するものは、設計図書及び共通仕様書等により判別の上、仕様別に区分して計上する。
- (3) 必要に応じ、細目別内訳において外部、共用部、内部（住宅、住棟内集会所、住棟内自転車置場）の区分ごとに計上する。
- (4) 階数の違う住棟をEXP.J等で接続している場合は、下記の項目を分けて計上する。
- 1) 直接仮設工事（ただし、やり方、墨出し、地足場、内部躯体足場、シャフト内足場、養生、整理清掃後片付け、内部仕上足場以外の仮設材運搬を除く）
 - 2) コンクリート打設手間及び機械損料費
- (5) 記載のない項目、又は類似しない項目の作成要領は、以下の最新版を参考とする。

「建築工事内訳書作成要領【建築工事編】」

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部/監修
- （一財）建築コスト管理システム研究所/編集・発行

- (6) 用途区分（按分）が必要な場合は、原則として下記による。

- 1) 設計担当からの拾い分け区分図により積算を行う。
- 2) 主体工事の区分方法
 - ① 全体数量を計上し、率按分するもの。
 - 直接仮設工事、躯体工事、地業工事
 - ② 各用途に区分して、数量按分するもの。
 - 仕上工事、屋外附帯施設工事、屋外工事

4. 代価表の作成について

- (1) 明細項目が複数の単価要素から構成されるもの、または歩掛りとするものは、代価表を作成する。
- (2) 歩掛けを作成する場合は、以下を基準とする。なお、市場単価を補正して使用する場合は、「公共建築工事積算基準の解説」掲載の補正市場単価によること。

「公共住宅建築工事積算基準」

- 編集 公共住宅事業者等連絡協議会

「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事積算基準の解説」

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部/監修

- （一財）建築コスト管理システム研究所/編集・発行

「公共建築工事積算基準等資料」

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

「工事歩掛要覧【建築・設備編】」

- 建築歩掛研究会/編集

- （一財）経済調査会/発行

「建設工事標準歩掛」

- 建設物価調査会積算委員会/編集

- （一財）建設物価調査会/発行

(3) 代価表に使用する数量は原則として下記による。

※1 未満の場合のみ（1以上の場合は、上記「2. 内訳書の作成について 3) および 4)」に同じ。）

- ・小数点以下第3位までの場合は、有効数字2桁とし、有効数字3桁を四捨五入する。

(例) 0.1234 → 0.12 0.0123 → 0.012

- ・小数点第3位以下の場合は、有効数字1桁とし、有効数字2桁を四捨五入する。

(例) 0.0012 → 0.001 0.000123 → 0.0001

(4) 代価表に使用する乗率は、RIBC で入力出来る範囲までとする。

5. 設計変更の内訳書について

(1) 内訳書に記載する変更項目は、元設計の名称、摘要と同一の表現とする。

(2) 設計変更の数量は、原則として下記による。

- ・元設計の積算数量を基準に増減数量を計上する。
- ・変更後の数量を端数処理する。ただし、数量の差が明確な場合はこの限りではない。
- ・端数処理については、2. (4) による。

6. 単価について

(1) 端数処理（資材及び材工単価共）

内訳書に記載する単価は下記による。

100円未満 円止め（小数点以下切捨）

10,000円未満 10円止め（10円未満切捨）

10,000円以上 100円止め（100円未満切捨）

注1. 刊行物による単価は、原則として掲載価格を使用する。

注2. 別紙明細での合計金額は、そのまま円止めとして計上するが、代価表での合計金額は単価に準じて端数処理を行う。

注3. t単価をkg単価に変換する場合は、スクラップ・資材共に1000円未満は切り捨てとする。

〔例〕

	単位	掲載価格	採用価格
普通コンクリート Fc=24N/mm ² S15	m ³	13,900	13,900
トクア形高力ボルト S10T M16×50	本	41.5	41
スクラップ（鉄くず）	t (kg)	24,250 [t]	24 [kg]

(2) 金入れ単価（内訳書及び代価表に金入れする単価）

金入れ単価は下記により順次決定する。

a.建築工事標準単価表（大阪市都市整備局住宅部編集）

- ・市場単価工種

（土工・鉄筋・コンクリート・型枠・防水・軽量鉄骨下地（壁及び天井）・左官・建具（ガラス）・塗装・内外装（ボード及び床））

b.主要資材

- ・月刊「建設物価」又は「積算資料」による資材調査価格（金入れ時の最新版を使用する。）

(主要資材：コンクリート、木材(構造材／造作材)、鉄筋、鉄骨、PHC杭、スクラップ)

c.上記に該当しない単価の作成方法

①歩掛りによる材工単価

歩掛けは、次の文献を参考とする。

：公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会編集）

：公共建築工事積算基準（（一財）建築コスト管理システム研究所編集・発行）

：公共建築工事積算基準の解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

（（一財）建築コスト管理システム研究所編集・発行）

：他局（建設局等）積算基準

：建設工事標準歩掛（（一財）建設物価調査会発行）

：工事歩掛要覧（（一財）経済調査会発行）

材料費は次による。

：基本単価・・・・建築工事標準単価表に採用した1次単価。ただし、主要資材は除く。

：参考見積書

・原則として、運搬費、その他経費（下請経費）、法定福利費相当額を含むこととするが、

専門工事発注等は、積算担当係員の指示による。

：メーカーカタログ及び価格表による材工単価

労務費

：公共工事設計労務単価表による。（建築工事標準単価表に掲載）

その他経費（下請経費）は、中間値を採用。

②刊行物の調査価格による材工単価

7. 参考見積について

(1) 本文に【見】とある項目は、公共住宅建設工事共通仕様書に規定しない仕様、材料、工法等で、参考見積書の微集を必要とする項目を示す。

(2) 参考見積書は、原則、図面に記載する仕様、工法等に基づき同等の製品、施工技術を有するメーカーから3社以上微集する。標準の仕様の一部を変更する場合は、標準の仕様も合わせて見積を微集する。

(3) 参考見積書の記載内容は、内訳書の項目、仕様、数量に合致したものとする。原則として、材工共の設計見積とし、材料費、加工製作費、運搬費、経費、法定福利費相当額等の内訳を明記する。見積の日付は微集時、宛先は「大阪市都市整備局住宅部建設課」、工事名は参考見積を要する各工事名称を記載する。

(4) 微集した参考見積書が同一条件で見積されているか十分検討し、見積比較表を作成する。また、見積を微集した項目は、内訳書の備考欄に【見】と記入する。

(5) 当初発注の参考見積書の有効期限は、落札決定予定日までとする。

・落札決定予定日については、設計担当者に確認すること。

(6) 設計変更における参考見積書の微集について

・新規項目での参考見積書を必要とするものは、原則として3社から微集する。

・サッシ寸法の変更等、元仕様の一部を変更する場合の見積を微集するメーカーは、元発注時に採用したメーカーを含めて3社とする。ただし、特殊な条件により現場施工メーカーだけの見積微集となる場合は、変更前の仕様の見積も併せて微集する。

8. 営繕積算システムRIBC2について

大阪市都市整備局住宅部建設課発注の建築工事内訳書は、営繕積算システムRIBC2により作成する。

営繕積算システムRIBC2の利用に際し、(一財)建築コスト管理システム研究所にシステムの申し込みを行う。

【問合せ先】 (一財)建築コスト管理システム研究所

受付時間については下記ホームページでご確認ください。

各種お問い合わせのご案内 https://www.ribc.or.jp/doc/contact_main.html

契約に関すること tel. 03(3434)3290

システムの内容・操作方法に関すること（ヘルプデスク） tel. 03(5425)2518

fax. 03(5425)2519

9. 凡例

(参考文献)

- [公住積] : 「公共住宅建築工事積算基準」
- [公共積] : 「公共建築工事積算基準」
- [公建積解] : 「公共建築工事積算基準の解説」
- [建数積] : 「建築数量積算基準・同解説」
- [建工内] : 「建築工事内訳書標準書式・同解説」
- [工歩要] : 「工事歩掛要覧」
- [標改仕] : 「公共建築改修工事標準仕様書」

(単価項目)

- [標] : 本市の建築工事標準単価によるもの
- [刊] : 刊行物に記載されているもの
- [見] : 専門業者等の参考見積によるもの
- [力] : メーカーのカタログ及び価格表によるもの
- [代価] : 代価表を作成するもの

目 次

I 工事内訳書の作成

1. 共通費	6
2. 直接工事費	7
(1) 主体工事	
1) 直接仮設工事	7
2) 土工事	9
3) 地業工事	11
4) 鉄筋工事	12
5) コンクリート工事	13
6) 型枠工事	14
7) 鉄骨工事	16
8) 既製コンクリート工事	17
9) 防水工事	18
10) 石及びタイル工事	19
11) 木工事	19
12) 屋根及びとい工事	21
13) 金属工事	22
14) 左官工事	24
15) 木製建具工事	28
16) 金属製建具工事	28
17) ガラス工事	28
18) 塗装工事	29
19) 内外装工事	29
20) ユニット及びその他工事	30
(2) 附帯施設工事	32
(3) 屋外工事	34
(4) 撤去工事	37
(5) 解体撤去工事	37
(6) 改修工事	42
(7) 耐震改修工事	44
3. 設計変更の積算要領	55

II 別紙資料

各工事の算出方法、考え方等

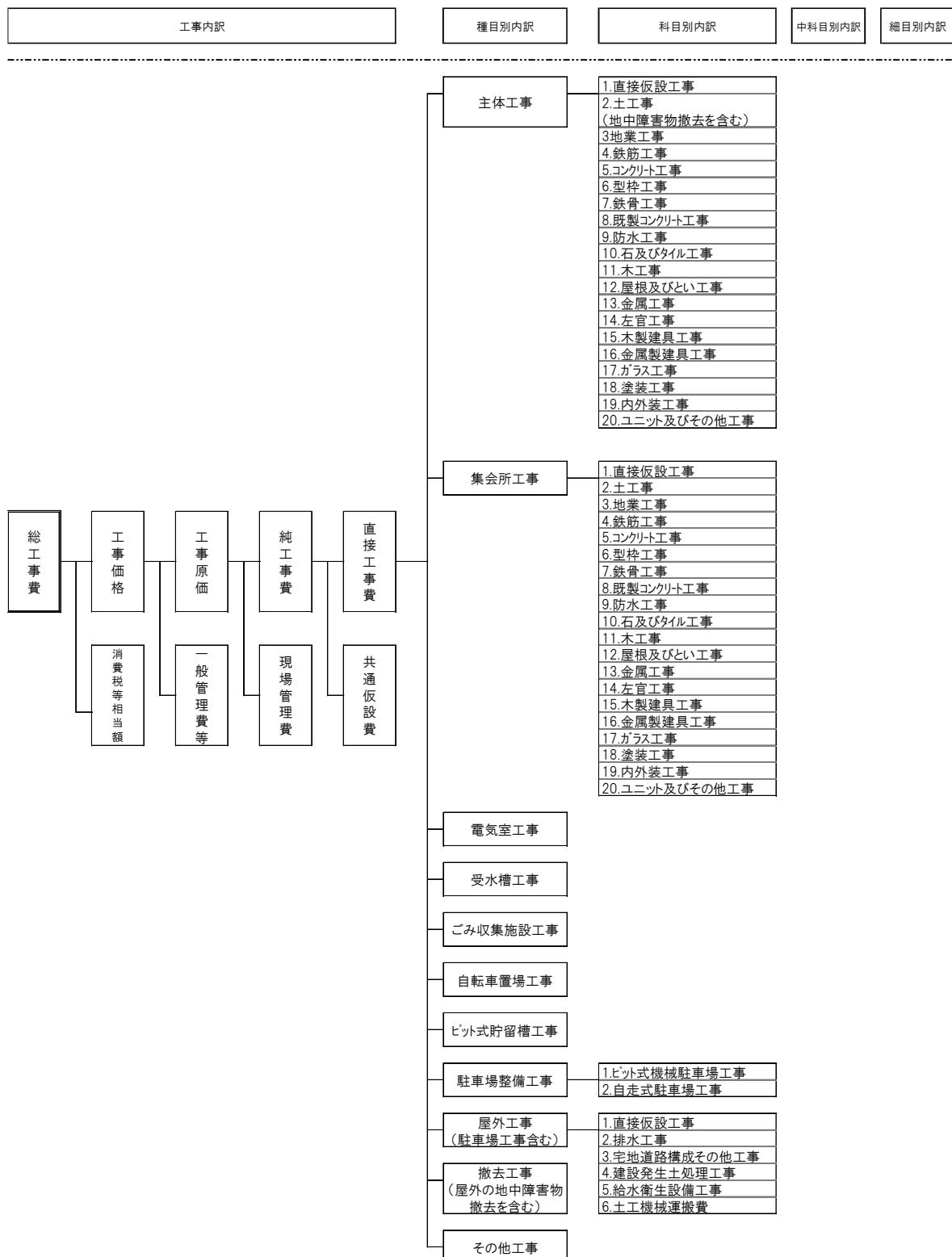
工事内訳書参考記載例

耐震改修工事 別紙資料

I 工事内訳書の作成

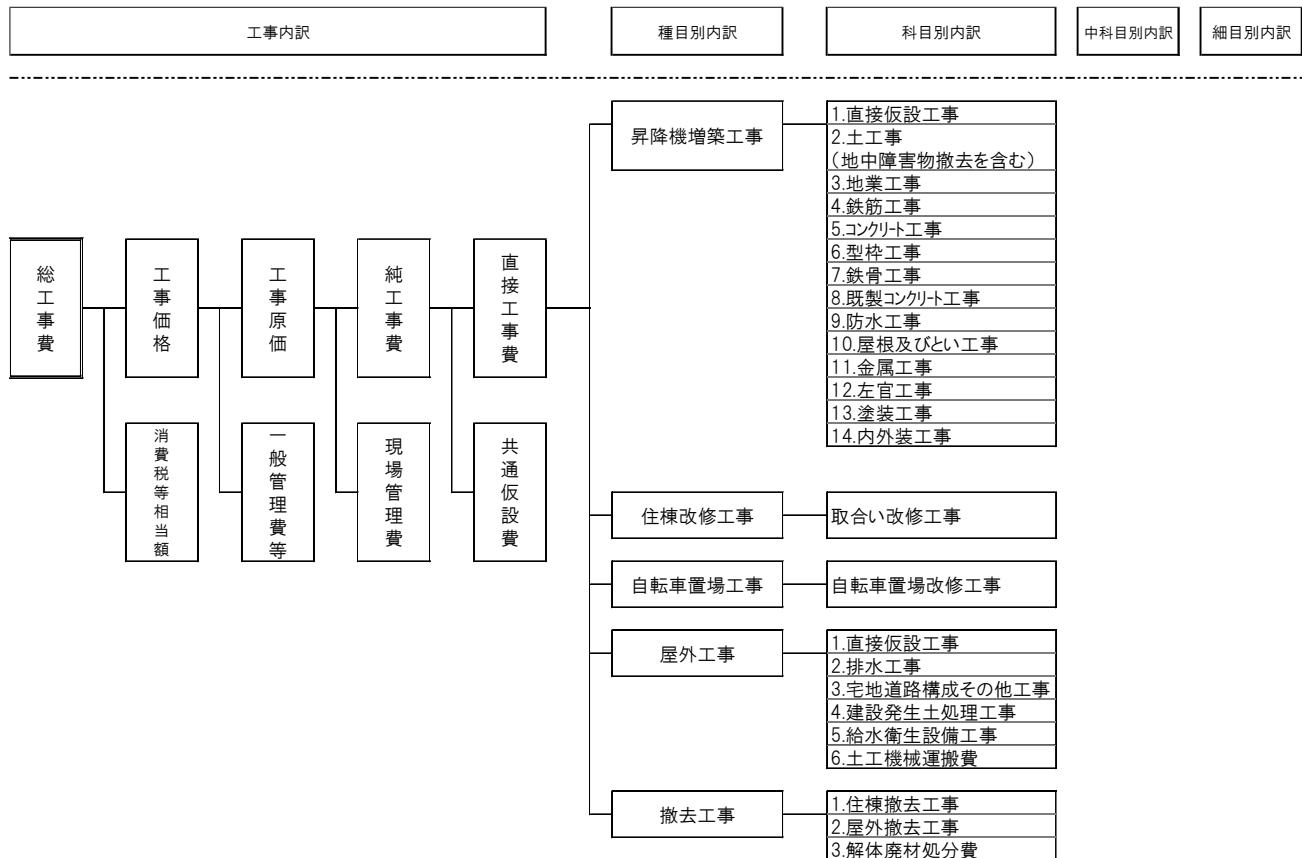
1. 直接工事費

■工事内訳書の構成表（例）【建設工事】

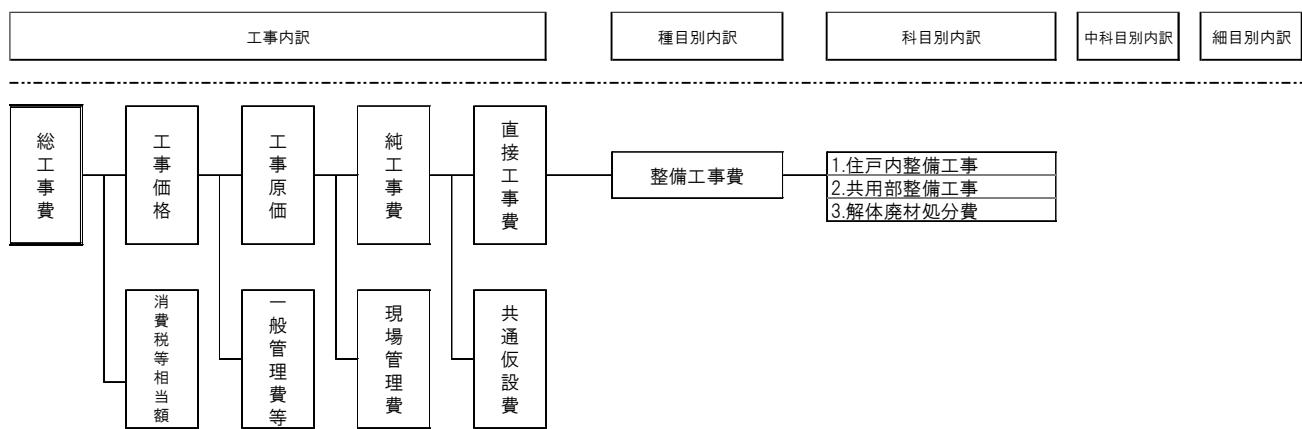


- 用途区分がある場合は、拾い分け図及び、按分率表に基づき用途区分を行う。なお、駐車場工事は用途区分に關係なく区分する。

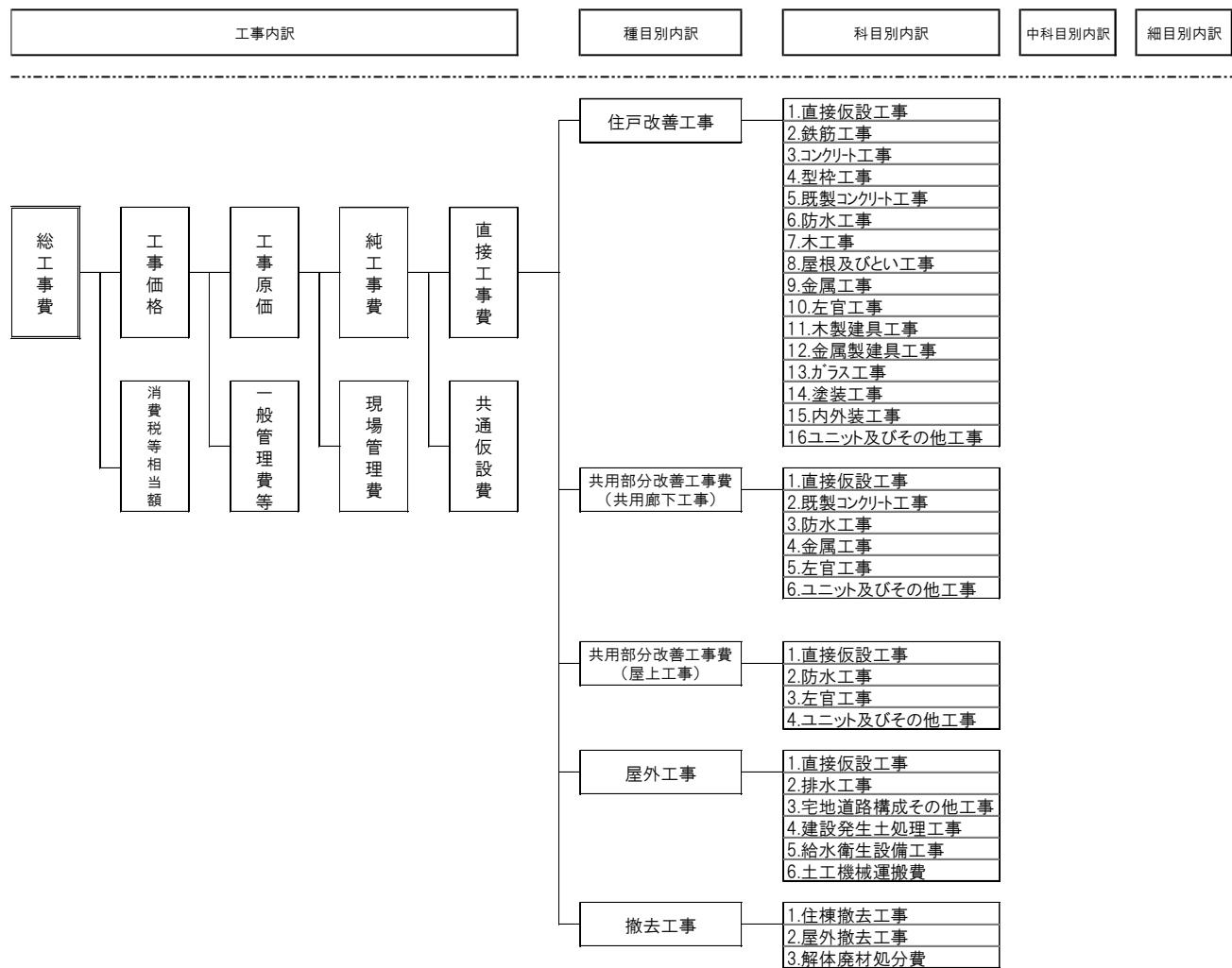
■工事内訳書の構成表（例） 【昇降路増築工事】



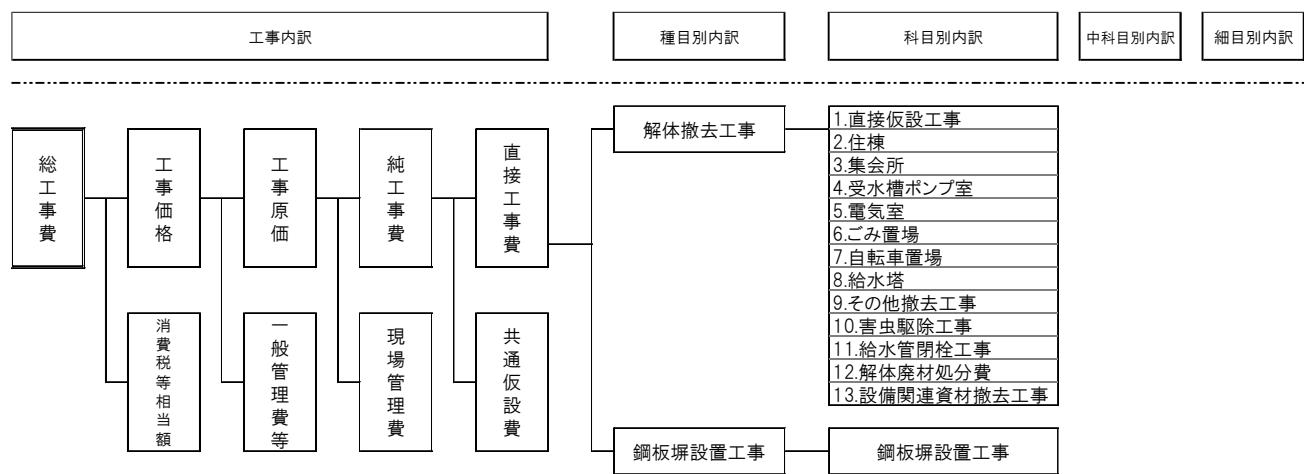
■工事内訳書の構成表（例） 【移転用住戸整備工事】



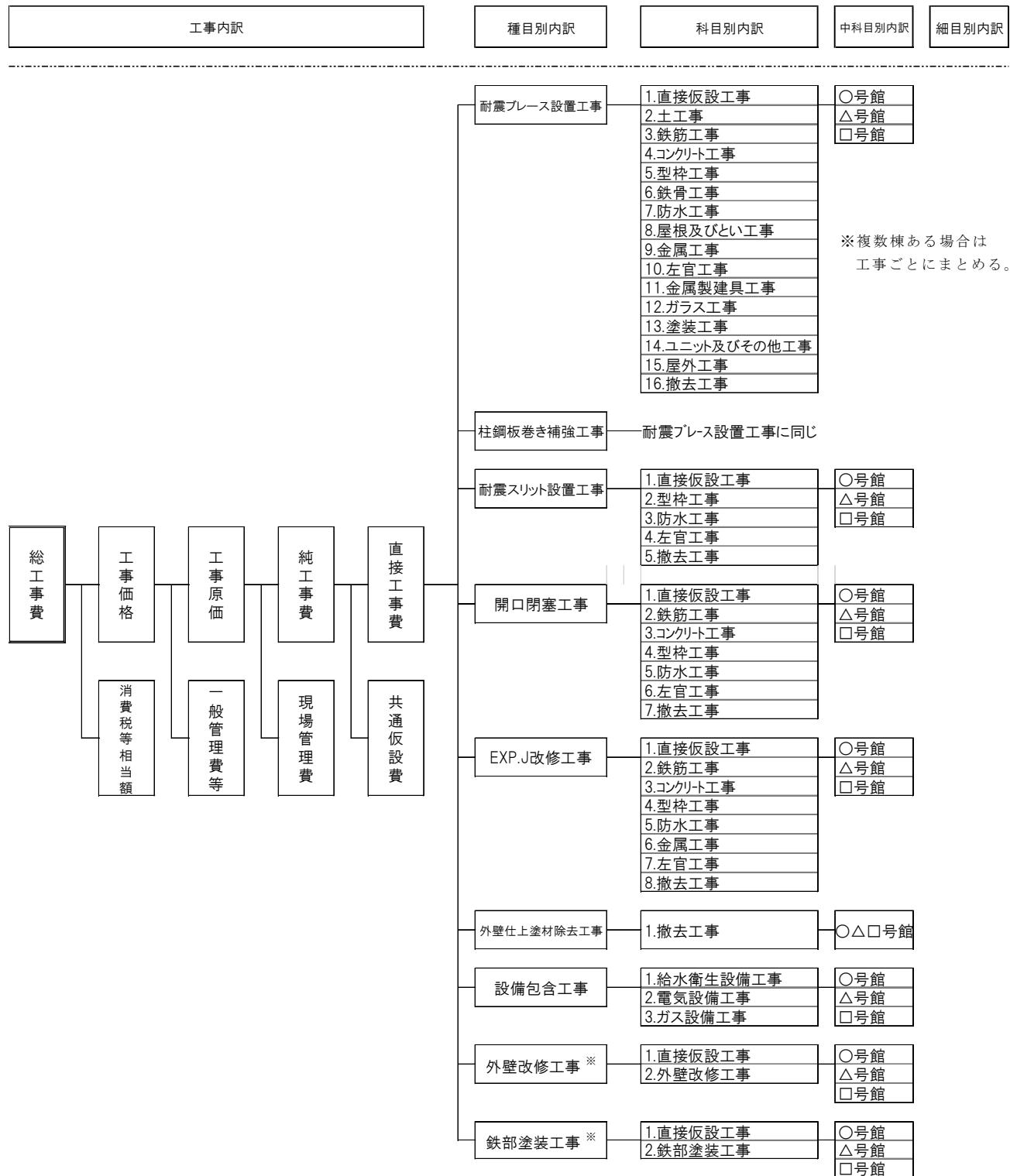
■工事内訳書の構成表（例）【住戸改善工事】



■工事内訳書の構成表（例）【解体工事】

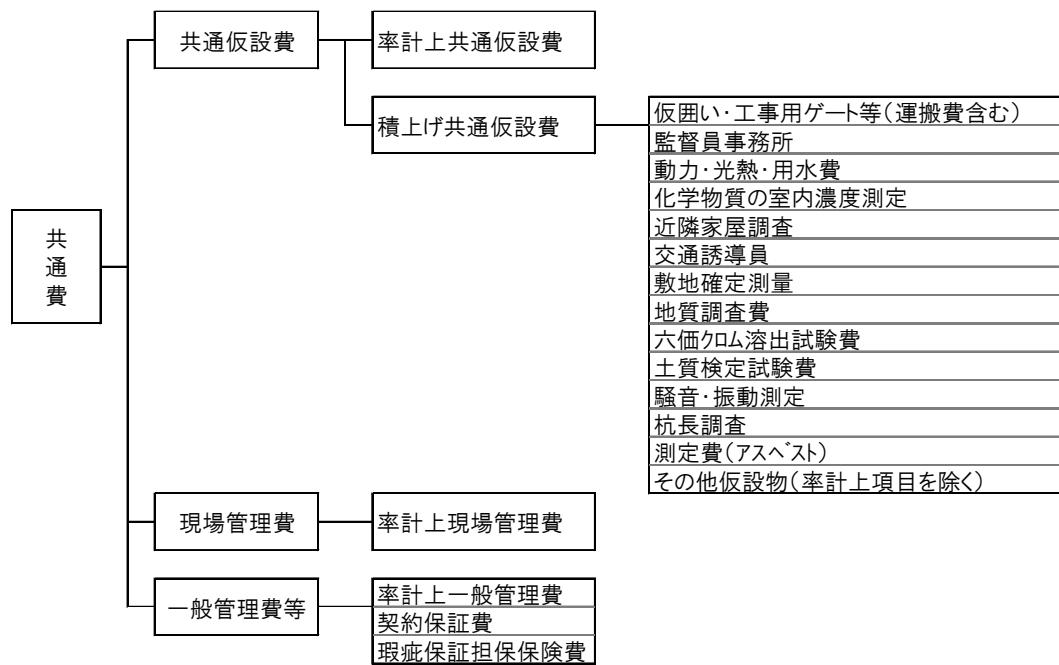


■工事内訳書の構成表（例） 【耐震改修工事】



※外部改修工事を含む場合のみ

■共通費



名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領									
1. 共通費 (1)共通仮設費 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> [標] [刊]によりがたい特殊な仮設は[見]とする。 									
仮囲い	・種類	[標] [刊]	m	<ul style="list-style-type: none"> 種類、高さ別に計上する。 リース、移設、買取り等を区別する。 買取の場合は、数量をマイナス計上する。 									
防犯灯		[標]	か所	<ul style="list-style-type: none"> リース、移設、買取り等を区別する。 									
仮設ゲート		[標] [刊] [見]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 種類、高さ別に計上する。 リース、移設、買取り等を区別する。 [標]によりがたい場合は、[刊]または[見]による。 									
監督員事務所		[標]	式	<ul style="list-style-type: none"> 特記により、規模等に応じて計上する。 									
動力・光熱費 用水費		[代価]	式	<ul style="list-style-type: none"> 特記により、期間に応じて計上する。 									
公道切下げ復旧費	・歩道改築等	[代価]	式	<ul style="list-style-type: none"> 工事用に歩道改築を行う場合は計上する。 その改築部分の一時撤去復旧等は、以下の表により計上する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事完了時</th> <th>仮設歩道切下げ撤去、歩道復旧</th> <th>歩道切下げ存置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費として計上</td> <td>既設歩道撤去 → 仮設歩道切下げ設置 → 仮設歩道切下げ撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接工事費として計上</td> <td>歩道復旧</td> <td>既設歩道撤去 → 歩道切下げ設置</td> </tr> </tbody> </table>	工事完了時	仮設歩道切下げ撤去、歩道復旧	歩道切下げ存置	共通仮設費として計上	既設歩道撤去 → 仮設歩道切下げ設置 → 仮設歩道切下げ撤去		直接工事費として計上	歩道復旧	既設歩道撤去 → 歩道切下げ設置
工事完了時	仮設歩道切下げ撤去、歩道復旧	歩道切下げ存置											
共通仮設費として計上	既設歩道撤去 → 仮設歩道切下げ設置 → 仮設歩道切下げ撤去												
直接工事費として計上	歩道復旧	既設歩道撤去 → 歩道切下げ設置											
警備員 (ガードマン)		[標]	人	<ul style="list-style-type: none"> これにより難い場合は別途協議による。 工程表により適正に計上する。 									
VOC測定費等、 各種試験費		[標] [見]	式	<ul style="list-style-type: none"> 特記により計上する。 									
騒音・振動測定装置		[標]	式	<ul style="list-style-type: none"> 図示により計上する。 									
アスベスト環境測定		[見]	式	<ul style="list-style-type: none"> 外壁仕上塗材にアスベストが含有されている場合に計上する。 									

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
近隣家屋調査費	(事前・事後)	[見]	式	・図示により計上する。
仮設材運搬費 (2)現場管理費		[標]	式	・原則として4t車とする。 ・工事施工にあたり、工事を管理運営するために必要な費用を計上する。
(3)一般管理費等			式	・工事施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益を計上する。
2. 直接工事費 (1)主体工事 1)直接仮設工事 (共通事項)				・[公住積]に関わらず、各項目の数量を本要領の単位で計上する。 ・小規模工事は、建築面積150m ² 未満、又は延べ面積300m ² 未満のものとする。 ・以下その他、関係法令に従い必要な場合は計上する。
遣方	・規模	[標]	m ²	・建築面積
墨出し	・規模	[標]	m ²	・延べ面積
外部足場	・枠組本足場（手摺先行足場）	[標]	m ²	・足場の種類や階数が異なる場合は各種類・高さに区分して数量を計上する。 ・工区境界及び住棟配置等で足場を兼用する場合は、設計担当と境界確認の上、数量を計上する。 ◆別紙資料1
安全手すり	・枠組本足場（手摺先行足場用）	[標]	m	・足場の種類ごとに計上する。
地足場		[標]	m ²	・建築面積 ・小規模工事で、根切り深さH=1.5m未満は計上しない。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
内部躯体足場		[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 昇降路増築工事で鉄骨造（ALC版）の場合、シャフト内足場及び増築廊下部分（合成スラブの場合）は、計測対象外とする。
内部仕上足場	・各種足場	[標] [代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> PS（共用倉庫含む）、MB、MDF室等は、計測対象とする。
シャフト内足場		[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事の場合は、仕上げ工事がある部分と無い部分に分けて計上する。
災害防止				<ul style="list-style-type: none"> 各階床面積を計上する。なお、上記内部足場の対象床面積から当該部分は差し引くこと。
・垂直養生				
・養生シート、ネット状養生シート等 (JIS1類) (JIS2類)		[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 掛け面積＝足場外面の延べ長さ（m）×〔軒高（m）+上部1（m）－仮囲い等※の高さ（m）〕 養生シートについては、図示のほか、仮設特記仕様書により種別ごとに計上する。 設計図書により、境界線及び一般の交通の用に供する場所より 5.0m以内又は仰角 75° の範囲外においては JIS 1 類とし、それ以外は JIS 2 類を計上する。 <p>※仮囲い等とは、そのもので落下物による危害の防止を図ることが出来るものをいう。</p>
・水平養生		[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 種別ごとに計上する。 吹抜け部の仕上工事がある場合は、必要に応じて設ける。鉄骨工事用の水平養生は鉄骨工事に計上する。
・小幅ネット		[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> 2階以上の各階で、外壁面と外部足場の間隙が30cmを超える部分に設ける。原則として、外部足場に面する外壁中心線の長さから突出部分（床レベルから立ち上がる花壇等）を除いた各階合計の延べ長さを計上する。
・墜落制止用器具費		[標]	式	<ul style="list-style-type: none"> 特記により計上する。
・養生防護棚		[標]	m か所	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事を行う部分から、ふ角 75 度を超える範囲又は水平距離 5.0m以内の範囲に隣家、一般的の交通その他の用に供せられている場所がある場合には落下物による危害を防止するため養生防護棚を計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
				<ul style="list-style-type: none"> 設置範囲は設計図書による。 建物高さが 10m以上になる場合に計上する。 20mを超える場合は 2 段以上設置する。 各段数ごとで計上する。 コーナー部はか所で計上する。 (出隅のみ計上。 1 m未満の出隅は算入しない。)
養生	・規模	[標]	m2	・延べ面積
整理清掃後片づけ	・規模	[標]	m2	・延べ面積
運搬費		[標] 各項 目の 単位 によ る		<ul style="list-style-type: none"> 外部足場、安全手すり、地足場、内部仕上足場、内部階段仕上足場、シャフト内足場、養生シート類、小幅ネット、養生防護棚の運搬を項目ごとに計上する。 内部躯体足場は、内部仕上足場と兼用するため、運搬費は計上しない。 養生防護棚のコーナー加算部分は、養生防護棚運搬費に含まれるので、計上しない。 標準は 4 t 車とするが、敷地周辺の制約等で特記により小型車指定とする場合は、小型車（2 t 車）とする。
2) 土工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> 土工計画図を作成する。計画図には、掘削範囲及び深さを記入し、番号付け及び色分けを行う。 土量処理の計測は、現状平均地盤（建物の壁又は柱芯から外周 2m以内にある敷地内の平均高さとする。）を基準線とする。 土量計算における余幅は、[建数積]による。 <p>◆別紙資料2</p>
整地・敷均し・ 鋤取り		[標]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 屋外工事のある（追加予定を含む）建物周囲の整地は、計上しない。 原則として、建物周囲 2.0mの範囲とし、屋外附属棟の周囲は、計上しない。 上記が適用できない場合（盛土量が多くなる場合）は、別途協議とする。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
根切り	・つぼ堀及び 布堀・総堀	[標]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 根切深さ別（$0 < H \leq 1.0$、$1.0 < H \leq 2.0$ 等の1.0m範囲ごと）に計上し、摘要欄に実際の深さを記入する。 バックホウ 0.8m³（つぼ堀及び布堀、総堀）は掘削深さ 5.0m以内とし、ダンプ直接積込み、又は根切り横への直置きとする。 バックホウ 1.4m³（総堀）は掘削深さ 6.0m以内とし、ダンプ直接積込み、又は根切り横への直置きとする。 切梁山留めの場合は別途算出する。 集会所を除く附属棟は、バックホウ 0.45m³とする。
床付け		[標]	m2	・砂利地業の面積とする。
杭間ざらい		[標]	本	・既製杭の場合に杭本数を計上する。
仮置き土運搬	・往復	[標]	m3	・附属棟については計上しない。
埋戻し	・つぼ堀及び布 堀・総堀	[標]	m3	
盛土		[標]	m3	
建設発生土 (場外自由処分)	・運搬費 ・処分費	[代価] [代価]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 10t車を標準とし、積込土工機械により計上する。 運搬距離は別途算定とし、汚染土の場合は別途計上する。
地中障害物撤去	・基礎、杭等躯体 撤去 ・撤去廃棄物運 搬、処分費 ・スクラップ控除	[代価] [標] [見]	m3 m3 本 t	<ul style="list-style-type: none"> 主体と屋外に区分して計上する。 主体→建物壁又は柱芯から外周 2m以内の範囲 屋外→上記以外の範囲 図面により基礎等を撤去する場合は、図示範囲にある躯体（捨てコンクリートを含む）を計上する。 砂利・碎石の撤去は図示による。 既製コンクリート杭の撤去については、根固め液や杭周固定液があるものと想定し、撤去～処分の数量は杭径 + 100 mmで体積を算出する。 杭工事がある場合は、杭工事に先立ち地中障害撤去（屋外撤去物共）を行うものとし、撤去後の下

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
	<ul style="list-style-type: none"> ・杭引抜 ・杭引抜後取壊し 	[見]	式 m3	<p>がり地盤を現況地盤として根切りを計測する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、機械解体とし、解体撤去工事に掲載する撤去項目を計上する。ただし、ベースマシンは土工機械と兼用するものとして、機械運搬費は計上しない。 ・スクラップの数量は、マイナス計上する。 ・摘要欄に径、長さを記入する。 ・引き抜いた杭の破碎は、RC 取り壊し(土間程度)とする。 ・その他は、解体撤去工事に準する。
地盤改良	<ul style="list-style-type: none"> ・工法、施工面積、施工深さ 	[代価][刊]	式	<ul style="list-style-type: none"> ・地中障害物撤去等により、軟弱地盤の改良が必要な場合は、特記により計上する。 ・セメント系固化材を使用する場合は、六価クロム溶出試験費を共通仮設費に計上する。
山留め	<ul style="list-style-type: none"> ・親杭横矢板、鋼矢板 	[代価][見] [刊]	式	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な工法は[見]とする。 ・図面特記により設置費を計上する。
土工機械運搬費		[代価]	式	<ul style="list-style-type: none"> ・主体工事は原則として、根切り（1往復）十埋戻し（1往復）で計上する。
3) 地業工事				
仮設費			式	
材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・場所打ちコンクリート杭（アースドリル工法） (アースドリル式拡底工法) 	[代価][見]	本	<ul style="list-style-type: none"> ・杭実長、杭径別に計上する。
施工費	<ul style="list-style-type: none"> ・既製コンクリート杭 ・先端羽付鋼管杭 	[見] [刊] [見] [刊]	本 本	
杭頭処理費		[見] [刊]	式	<ul style="list-style-type: none"> ・各径ごとに計上する。
杭頭補強		[代価]	本	<ul style="list-style-type: none"> ・各径ごとに計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
建設発生土 (場外自由処分)	・運搬費 ・処分費	[代価] [代価]	m3 m3	<ul style="list-style-type: none"> 10t車を標準とし、積込土工機械により計上する。 運搬距離は別途算定とし、汚染土の場合は別途計上する。
砂利地業		[標]	m3	・実体積とする。
床下防湿層敷き		[標]	m2	・特記により計上する。
4) 鉄筋工事				
材料	・規格、径	[刊]	t	<ul style="list-style-type: none"> 所要数量とし、[公共積]による。 所要数量＝設計数量×1.04 附属棟は、kgとする。
スクラップ控除		[刊]	t	<ul style="list-style-type: none"> (所要数量－設計数量)×0.7 マイナス計上する。
鉄筋加工組立		[標]	t	・設計数量とし、[公共積]による
ガス圧接		[標] [刊]	か所	・設計数量とし、[公共積]による
アーク溶接継手		[標] [見]	か所	
高強度せん断補強筋		[刊]	t	<ul style="list-style-type: none"> 工場製作のせん断補強筋は、材料(加工費共)及び、現場組立費を計上する。材料、現場組立費共ロスは含まない。 フック型及びスパイラル筋又は溶接閉鎖型を区分し計上する。
リング筋溶接		[標]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 場所打鋼管コンクリート杭の場合に計上する。 リング筋長さは、杭径+600mmの円周とし、末端部を10dの現場溶接として溶接か所数を計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
5) コンクリート工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> ・屋上の各種架台基礎及び架台等は、「ユニット及びその他工事」に、か所計上する。なお、金物、防水の増減を含めた代価表を作成する。 ・仕上図面に明示されているコンクリートの垂れ壁、立ち上がり壁等で躯体として計測しない部分であっても、それぞれの工事種目（型枠・鉄筋・コンクリート工事等）に区分して算入する。 ・CB 積のまぐさは、既製コンクリート工事に計上する。
材料	[刊]	m3		<ul style="list-style-type: none"> ・基礎躯体、上部躯体及び強度ごとに分けて計上し、摘要欄に設計基準強度を記入する。 ・配筋がシングル配筋、又はそれに準ずる場合のみ土間コンクリートとし、それ以外は躯体コンクリートとする。 ・原則として、基礎躯体は地中梁天端から下部として区分計上する。◆別紙資料3
構造体強度補正	[標][刊]	式		<ul style="list-style-type: none"> ・構造体強度補正を要する部分のコンクリート数量を計上する。
水セメント比補正	[標][刊]	式		
コンクリート打設手間	[標]	m3		<ul style="list-style-type: none"> ・構造棟ごとにコンクリート打設手間を拾い分ける。 ・打設区分ごとのコンクリート数量を計上する。 ・廊下・バルコニー手摺壁及びパラペット、EV シャフト ZR～ZPHR の壁 (H-1700) は下階で計上する。 ・10m3／回未満の躯体、基礎部はカート打設 [標] による。 ・10m3／回未満の土間は均しコンクリートカート打ち [標] を準用する。 ・1階 MB 床の無筋コンクリートについては、10m3 以上の場合もカート打とする。 ・打設計画区分ごとの数量規模ごとに集計して計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
コンクリートポン プ圧送	・圧送料金 ・基本料金	[標]	m3 回	<ul style="list-style-type: none"> 打設1回当たりに1回の基本料金を計上する。 原則として、1回あたりの打設量は237m3とするが、大規模物件等特殊な場合は別途考慮する。 1Om3以上のものは原則ポンプ打ちとする。 ◆別紙資料3
6) 型枠工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> 計上区分は、基礎、地中梁、柱、壁、梁、床版、簡易、その他とする。 ◆別紙資料4 その他：妻側小庇、パラペット、ドライエリア等上記各部に接続する部分、及び階段等上記各部に分けがたい部分とする。 簡易：上記各部分以外の簡易なものとする。 設備スリーブ等の紙製スリーブを計上する。 ツバ付鋼管等の鋼管スリーブは金属工事に計上する。ただし、屋上通気管、給水管立上り用ツバ付鋼管スリーブは仕上コンクリートを含め「ユニット及びその他工事」とする。また、設備スリーブ等のVE管（塩ビ管）も、ユニット及びその他工事に計上する。
型枠	<ul style="list-style-type: none"> 普通合板型枠 打放し合板型枠 円柱型枠 上面普通型枠 特殊樹脂化粧型枠 	<p>[標]</p> <p>[標]</p> <p>[標]</p> <p>[標]</p> <p>[刊][代価]</p>	m2 m2 m2 m2 m2	<ul style="list-style-type: none"> 壁式構造の梁は、全て壁とした上で、底型枠を算入する。 PS・EPS等の内部、EV機械室・倉庫等の内部で打放しのまと記載のある部分を計上する。 住戸内での吊戸棚、フード、流し台面を計上する。 塗装、吹付、クロス下地、壁断熱パネル下地及び廊下、バルコニーの1階下部分、打放し面直防水の立上り部、タイル仕上げ面を計上する。 径ごとに（増打を含む）面積を計上する。 斜面の勾配が3/10を超える上面、階段の踏面及び、階の中段にある壁付梁の上面を計上する。 使用部位別に計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
型枠目地棒		[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> 簡易な目地（水切目地）・面木（打放し）等は、型枠の補助材として単価に算入されているので計上しない。
型枠運搬費		[標]	式	<ul style="list-style-type: none"> 円柱型枠の数量を除く数量を計上する。 4 t 車を標準とする。
打放し面補修	・表面仕上、工法	[標][刊]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 垂直面の打放し仕上げ面を m2 で計上する。ただし、吹付・塗装・クロス下地と重なる面は除外し、それぞれの種目ごとに下地処理を計上する。 打放し型枠面の木コン穴埋め処理とする。 防水層立上がりのコンクリート打放し面も計上する。
設備配管用スリーブ		[標][代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 設備配管用スリーブは、下記の長さごとに計上する。 <ul style="list-style-type: none"> スリーブ長さ\leq200 (mm) 200 (mm) < スリーブ長さ\leq300 (mm) 300 (mm) < スリーブ長さ\leq400 (mm) 以下100 (mm) ごとに区分する。 ◆下図により箱入れ ($D > d$) 、箱抜き ($D = d$) を区分する。摘要欄に $W \times h \times d$ で記入すること。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
7) 鉄骨工事 (共通事項)				
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼板 [刊][見] ・形鋼 [刊][見] ・鋼管 [刊][見] ・スタッドジベル [刊][見] ・ターンバックル [標][刊][見] ・ボルト [刊][見] ・アンカーボルト [刊][見] 		t t t 本 個 組 本	<ul style="list-style-type: none"> ・所要数量とし、[公住積]による。 ・SS400 以外については、実勢価格販売に応じて各種工キストラを加算する。 ・高力ボルトを含む
スクラップ控除		[標][刊]	t	<ul style="list-style-type: none"> ・(所要数量 - 設計数量) × 0.7 ・マイナス計上する。
鋼材運搬費		[標]	t	<ul style="list-style-type: none"> ・11t 車を標準とする。 ・設計数量とし、[公共積]による。 ・軽量鉄骨も含み計上する。
工場加工組立		[見]	t	<ul style="list-style-type: none"> ・設計数量とし、[公共積]による。 ・軽量鉄骨、ボルト類を除く ◆別紙資料5を参考に作成する。 ・見積書は、材料、工場加工組立、鉄骨建方、鉄骨建方機械費等の内訳を明記したものとする。
工場塗装		[標]	Kg m2	<ul style="list-style-type: none"> ・設計数量とし、[公共積]による。 ・軽量鉄骨も含み計上する。
現場組立		[標]	本	<ul style="list-style-type: none"> ・設計数量とし、[公共積]による。
現場溶接		[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> ・設計数量とし、[公共積]による。
アンカーボルト埋込み		[標]	本 t	<ul style="list-style-type: none"> ・設計数量とし、[公共積]による。
建方労務		[標]		<ul style="list-style-type: none"> ・設計数量 (ボルト類、デッキプレートは除く)
建方機械器具		[見]	式	<ul style="list-style-type: none"> ・別添資料 ・共通仮設費で計上する。
建方機械運搬費		[見]	式	<ul style="list-style-type: none"> ・別添資料

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
超音波探傷試験費		[見] [標]	式	・検査か所は完全溶込み溶接部を対象とし、1検査ロット当たり20か所とする。検査ロットを構成する溶接個所は突付け溶接部の1溶接線を1溶接個所と数え220か所以下とする。ただし、220に満たない検査ロットが発生する場合、総溶接個所数を220で除した値の余りが20以上の場合は20を、20未満の場合は余りの値を当該ロットの検査数とする。
鉄骨足場	・運搬費共	[標]	式	・片持ち梁部分を除く
養生ネット (鉄骨建方用水平ネット)	・運搬費共	[標]	式	・柱の節単位ごとによる架構面積の合計数量を計上する。
耐火被覆		[標][刊]	m2	
柱均しモルタル	・種別、寸法	[標] [代価]	か所	・寸法の異なる場合は歩掛単価を作成する。
8) 既製コンクリート工事 コンクリートブロック		[標]	m2	・PS、EPS 等の内部間仕切は塗下地積として計上する。
開口補強		[代価]	m	・コンクリートまぐさ・臥梁は形状、寸法別に区分し代価表で計上する。
ALC 版		[標][見]	m2 m	・ALC パネルはシーリング共とし、平面材、コーナー材を区分して計上する。
ALC 版先端カット		[標]	m	
定規アングル		[標][刊][見]	m	・各形状、種別、寸法ごとに計上する。
開口補強金物		[標][刊][見]	か所 m	・各形状、種別、寸法ごとに計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
9) 防水工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> [標]に該当しない仕様は[見][刊]とする。
屋根平場・立上り部	<ul style="list-style-type: none"> 合成高分子ルーフィング防水 露出アスファルト防水 断熱アスファルト防水 塗膜防水 シート防水 	<p>[標] [刊] [見] [刊] [見] [標] [標]</p>	<p>m2 m2 m2 m2 m</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防水下タンピング、防水モルタルは左官工事とする。 樹脂防水以外のウレタン樹脂塗床等は内装工事とする。 防水シートの端部押さえ金物はシーリング共で計上する。
防水層立上り端部押さえ金物	<ul style="list-style-type: none"> 屋上 その他 	[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> 屋上とその他（コンクリート庇部分など）に区分して計上する。 詳細図に記載の防水層端部押さえ金物はシート押さえ金物+シーリングと水切り金物+シーリングを別々に計上する。
シーリング	<ul style="list-style-type: none"> 種別、寸法 	[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> 建具廻りのシーリングは、原則として建具内法寸法の周長とする。ただし、水切り下のシーリングは設計数量による。 建具と1段水切りの間は、原則として計測対象外とする。 流し台前シーリングは、住戸タイプ別で計上する。 外部建具廻りのシーリングは、バックアップ材又は、ボンドブレーカーはないものとする。 外部建具廻りで特記がない場合は、ポリウレタン系シーリング（2成分形）10×10 バックアップ材無を標準とする。 外部建具廻りの巾木部分及び、4方シーリングの場合は下部1方はシリコン系シーリングとする。 詳細図に記載のアルミ手摺の足元シーリングはL-200 10×10として本項目に計上する。その他の製作金物のシーリングは、各代価表に計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
10) 石及びタイル工事				
各種石張り	・仕様、厚さ	[刊] [見]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 一般の石材は〔見〕とし、〔見〕依頼時には産地、種類、寸法、仕上げ等の条件を正確に記すること。
同上役物		[刊] [見]	m	<ul style="list-style-type: none"> 同上
各種タイル張り (共通事項)	・仕様、寸法、工法	[標] [見] [力][代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 一般市場品（標準品）以外は材料費〔見〕と施工手間〔歩掛り〕を組み合わせて代価表を作成する。 樋受タイルは下地モルタル、シート防水増し貼り共でか所計上する。
下地処理		[標]		<ul style="list-style-type: none"> RC面張付のタイル下地モルタル（役物共）は、タイル張りの複合単価に含めるものとする。 RC面以外の下地モルタルは別途左官工事に計上する。 接着張り工法及び直張り工法のコンクリート面の下地処理はコンクリート面補修とし、型枠工事に計上する。
床タイル張り		[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 住戸内や小面積の部位は、セメントペースト張り単価を採用する。
同上役物		[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> 特記により出隅役物を計上する。
11) 木工事 (共通事項)	・樹種、等級、寸法			<ul style="list-style-type: none"> パーティクルボード、合板（内装部品の化粧KCパネル[化粧ケイカル板 t=6mm]は除く）、フローリング等の板材は内外装工事に、カーテンポックス、棚等の造作類は「ユニット及びその他工事」に計上する。 一般的な釘、金物類は加工手間に含むので計測の対象としない。 内装パネル部材と一般木材とを区分して計上する。
構造材	・樹種、等級、寸法	[標] [刊]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 〔公住積〕及び〔建数積〕の間仕切下地の計測・計算による。 壁胴縁、天井下地、水切下地等は構造材として計測する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
造作材		[標] [刊]	m3	・[公住積]及び[建数積]の仕上の計測・計算による。
(型別)内装パネル ・内装パネル	・仕様、形状、寸法	[標] [見]	戸	・型別（2DK-A、2DK-B、3DK等）、位置別（1階、一般階、最上階、妻住戸、中住戸等）及び階高ごとに区分して計上する。 ・標準住戸以外は[見]とする。
・大工手間	・材質、径別、寸法	[標][代価] [見]	戸 m 本	・特型住戸、その他建物の場合 型別、種別及び階高別に区分した住戸ごとの代価表を作成し、次の部分別数量を計上する。 床組（転ばし根太、束立て床組）一種別 m2 きわ根太・床パネル受材—m 敷居下土台、受台、水切下地一種別m 間仕切軸組・天井軸組—m2 壁胴縁組—m2 天井下地—m2 下り天井組—m2 押入中段（受框共）—m2 窓出入口額縁—延m 補助手摺取付下地—m 出入口枠（沓摺を含む）一か所別m (片開き・両開き・欄間付・開口寸法別) 幅木・畳寄せ・付け鴨居・廻縁等一種別m カーテンボックス—延べm 雑巾摺、ひも打ち等—延べm 戸当り、木見切り材（調理台）、 見切り縁等一種別m 敷居、鴨居、中鴨居（寸法別）一本 和室化粧柱（通し、内法下）一本 和室半柱（通し、内法下、内法上）一本 内装パネル張り（化粧ケイカル板現場貼りを除く）一部別 m2 化粧ケイカル板（現場貼りで内装パネル一体型でないもの）—m2
*内装パネル張り 大工手間の計測方法				◆別紙資料6

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
12) 屋根及び い工事				
各種金属製屋根 とい	・仕様、形状、寸 法	[見] [刊]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 材質、葺き方別に区分して計上する。 下葺き材、ルーフィングも含めて計上する。 材工の[見]又は[刊]とする。
硬質塩化ビニル管 とい	・仕様、形状、寸 法	[標][刊][見] [力][代価]	m	<ul style="list-style-type: none"> [標] Y管、エルボ等の役物を含む単価としている。 塗装、シーリング等の仕上げを含む単価とする場合は、摘要欄に「塗装共」等を記載する。 [標]によりがたい場合は、[刊]または[見]による。
豎とい、軒とい		[標][刊][見] [力][代価]	m か所	<ul style="list-style-type: none"> [標]以外の樋足元カバー、掃除口は[力][標]の歩掛りにより作成する。 材質、径別に延べ長さを計上し、「樋受金物、継手管を含む」と摘要欄に記載する。ただし、樋足元カバー、掃除口は材種別、径別に別途か所計上する。 なお、附属材の単価は複合単価に含めているので、樋の長さは附属材を含む長さとして計測する。ただし、中継ドレンがある場合は、1か所につき180mmを差し引くこと。 会所に接続する豎樋は、「Z0 以下の豎樋部分で図面に示す本体工事部分の長さ (=L)」を樋長さに加算する。
ドレン類	・仕様、形状、 寸法、防水種別	[標][刊][見] [力][代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 防水の種類別、接続管の種類別、豎型・横引型・中継型などの型別に区分し、計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
13) 金属工事 (共通事項)			m2 か 所 式	<ul style="list-style-type: none"> 所要数量を求めるときは、[公共積]による。 多種の部材で構成されたものは、1式単位での計上を避け、単位構成の最小単位 (m2、m) で計上し、寸法及び役物別に計上する。 代価表には、材料、加工手間、塗装、シーリング、運搬費を含める。 各項目の付属品は、その製品項目の摘要欄に「丁番、南京錠共」等を記載する。 塗装、シーリング等の仕上げを含む単価とする場合は、摘要欄に「塗装共」等を記載する。 集合郵便受け、カーテンレールは、「ユニット及びその他工事」に計上する。
標準住宅金物	・仕様、形状、寸法	[標][刊][見] [力][代価]	m2 m か 所 式	<ul style="list-style-type: none"> [標]によりがたい場合は、[刊][見][力][代価]による。 床下点検口、天井点検口等で[標]に手間のみが掲載されているものの材料は[見][力]による。
製作金物	・仕様、形状、寸法	[標][刊][見] [力][代価]	m2 m か 所	<ul style="list-style-type: none"> 製作金物の類は外部、内部、共用部に区分しか所計上の上、代価表で計上する。 [標]によりがたい場合は、[刊][見][力][代価]による。 アルミ製品は、材工の[見]、[力]による。
軽量鉄骨壁下地	・19型/25型、野縁間隔、ふところ深さ区分、下張り/直張り/金属板用	[標][刊][見] [代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 型別、スタッド間隔に区分するほか、必要に応じ、[代価][見]により作成する。
軽量鉄骨壁開口補強	・19型/25型、野縁間隔、ふところ深さ区分、下張り/直張り/金属板用	[標][刊][見] [代価]	か所 m	<ul style="list-style-type: none"> 形状、寸法の異なる場合は、近似寸法上位のものの単位長さ (円/m) で補正する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
軽量鉄骨天井下地 (インサート共)	・ 19型/25型、 野縁間隔、ふと ころ深さ区分、 下張り/直張り/ 金属板用	[標][刊][見] [代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 型別、仕様・屋内外に区分するほか、[建数積]による。 天井インサートは天井下地の複合単価に含まれているので計測の対象とせず、摘要欄に「天井インサートを含む」と記載する。ただし、コンクリートアンカー類は、設計数量を別途計上する。 H=500 以下の下がり壁は、まとめて m2 計上する。
天井点検口	・ 種別、寸法別	[標][刊][見] [代価]	か所	・ 寸法・天井下地の仕様別にか所数を計上する(開口 補強共とする)。
天井開口補強			か所	<ul style="list-style-type: none"> 下地種別、寸法別に区分してか所計上する。ボー ド切入手間は計上しない。 Φ 150 以上を計測の対象とする。
エキスパンション ジョイントカバー	・ 材質、種別	[標][見]	か所	<ul style="list-style-type: none"> [標]によりがたい場合は、[見]による。 材質、部位、クリアランス別に延長を計上する。
床点検口	・ 種別、寸法別	[標][力]	か所	・ [標]によりがたい場合は、[見]による。
マンホール蓋	・ 仕様、径	[標][力]	か所	・ [標]によりがたい場合は、[見]による。
水切	・ 材質、厚さ、 糸幅	[標][代価]	か所	・ [標]によりがたい場合は、[見]による。
手すり	・ 種別、形状別	[標] [見] [力]	m	・ 実延長を計上する。
防雨スクリーン	・ 形状、寸法別	[標][代価] [見]	か所	<ul style="list-style-type: none"> [標]によりがたい場合は、[見] [力]による。 形状・寸法別に計上し、枠構成材、ガラス・クリ ーニング・養生共で代価表を作成する。
バルコニー隔て板	・ 形状、寸法別	[標]	か所	・ 形状、寸法別及び支柱の有無別に、繊維混入セメ ント板、塗装、避難方向標示共で計上する。ただ し、避難器具がある場合は、別途避難器具設置標 示(プロセス印刷)を「ユニット及びその他工 事」にか所計上する。
物干金物	・ 形状、工法別	[標][力]	組	・ 形状別に計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領																														
配管スリーブ	・寸法別	[標]	か所	・鋼管（ツバ付等）製のみ。																														
棟番号	・寸法別	[標]	か所	・取付か所を計上する。 【例】棟番号が「10（10号館）」の時は、数量欄は1か所とし、摘要欄に2文字と明記する。番号が図示されていない場合は確認する。																														
クーラー取付用金物		[標]	か所	・塩ビ板共で、本工事に計上する。																														
14) 左官工事 (共通事項)			m2 m	<ul style="list-style-type: none"> 内訳書では、外部・共用・内部別に、部位、仕様、形状、塗り厚別に区分し、同一項目はまとめて計上する。ただし、計算書においては、場所別（住戸内・バルコニー・外壁面・廊下・階段・EV・ホール等）に分類し集計する。 壁モルタル塗、幅木等は下地別（コンクリート面・ブロック・レンガ・ラス下地面等）に計上する。 笠木、水切、幅木、ボーダー、面台、側溝等の数量は、原則として設計寸法による高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さとする。また、内訳書に設計寸法による高さと幅又は糸幅を表記すること。 各部位、各寸法ごとに、以下の表により代価表を作成し計上する。 これにより難い場合は別途協議による。 																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名称</th><th>設計寸法</th><th>採用単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">巾木モルタル錆押え ※屋外は防水仕様</td><td>H : 100未満</td><td>[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<100</td></tr> <tr> <td>H : 100以上200未満</td><td>[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<200</td></tr> <tr> <td>H : 200以上300未満</td><td>[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<300</td></tr> <tr> <td>H : 300以上400未満</td><td>[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<400</td></tr> <tr> <td rowspan="3">笠木、水切、壁天端、面台等 コンクリート錆押え</td><td>TW : 100未満</td><td>[コンクリート直押(笠木)TW<100]</td></tr> <tr> <td>TW : 100以上150未満</td><td>[コンクリート直押(笠木)TW<150]</td></tr> <tr> <td>TW : 150以上300未満</td><td>[コンクリート直押(笠木)TW<300]</td></tr> <tr> <td rowspan="5">溝防水モルタル錆押え</td><td>TW : ~125</td><td>[溝防水モルタル塗] T-OO TW=100程度</td></tr> <tr> <td>TW : 126~175</td><td>[溝防水モルタル塗] T-OO TW=150程度</td></tr> <tr> <td>TW : 176~225</td><td>[溝防水モルタル塗] T-OO TW=200程度</td></tr> <tr> <td>TW : 226~275</td><td>[溝防水モルタル塗] T-OO TW=250程度</td></tr> <tr> <td>TW : 276~325</td><td>[溝防水モルタル塗] T-OO TW=300程度</td></tr> </tbody> </table>			項目名称	設計寸法	採用単価	巾木モルタル錆押え ※屋外は防水仕様	H : 100未満	[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<100	H : 100以上200未満	[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<200	H : 200以上300未満	[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<300	H : 300以上400未満	[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<400	笠木、水切、壁天端、面台等 コンクリート錆押え	TW : 100未満	[コンクリート直押(笠木)TW<100]	TW : 100以上150未満	[コンクリート直押(笠木)TW<150]	TW : 150以上300未満	[コンクリート直押(笠木)TW<300]	溝防水モルタル錆押え	TW : ~125	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=100程度	TW : 126~175	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=150程度	TW : 176~225	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=200程度	TW : 226~275	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=250程度	TW : 276~325	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=300程度
項目名称	設計寸法	採用単価																																
巾木モルタル錆押え ※屋外は防水仕様	H : 100未満	[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<100																																
	H : 100以上200未満	[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<200																																
	H : 200以上300未満	[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<300																																
	H : 300以上400未満	[巾木モルタル塗(塗厚:○○)] T-OO H<400																																
笠木、水切、壁天端、面台等 コンクリート錆押え	TW : 100未満	[コンクリート直押(笠木)TW<100]																																
	TW : 100以上150未満	[コンクリート直押(笠木)TW<150]																																
	TW : 150以上300未満	[コンクリート直押(笠木)TW<300]																																
溝防水モルタル錆押え	TW : ~125	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=100程度																																
	TW : 126~175	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=150程度																																
	TW : 176~225	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=200程度																																
	TW : 226~275	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=250程度																																
	TW : 276~325	[溝防水モルタル塗] T-OO TW=300程度																																
				<ul style="list-style-type: none"> 役物類で糸幅が500以上となる場合は、役物区分の上、出隅○か所、入隅○か所、糸幅○○mmと摘要欄に記入し、延べ長さを計上する。 																														

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
				<ul style="list-style-type: none"> ウレタン等の樹脂塗床は下地モルタル共で計上する。 ドレン回りの溝役物は接続する排水溝の長さに含めて計上する。 モルタル仕上の設計塗厚が明確でない場合、床は30mm、内壁は20mm、外壁は25mmとする。 笠木、窓台等の役物で[建数積]の挿絵と形状が違う場合、端部の仕舞が分かるように略図記入の上、糸幅寸法を記入する。 コンクリート打継ぎ部の処理は、計上しない。 バルコニー床部分に排水溝がある場合、床仕上(m2)と排水溝(m)に区分して計上する。 <p>◆バルコニー部のモルタル塗区分</p>
床コンクリート直均し仕上げ	・仕上げ種別、下地種別厚さ	[標][代価] [刊]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 金こて仕上げ、樹脂塗り床、薄張物下地に適用する。 左記下地のほか、じゅうたん下地等に適用する。 ピット式貯留槽等に適用する。
モルタル塗り	・仕上げ種別、下地種別厚さ	[標][代価] [刊]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 各種仕上げ程度、下地種別ごとに計上する。 [標]によるほか、下記の各事項に従い[代価]を作成する。
塗り厚補正	・仕上げ種別、下地種別厚さ	[標][代価] [刊]	m2 m3	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、床または壁の塗り厚が[標]と5mm以上違う場合は、代価表の中で5mmごとに塗り厚補正のモルタル価格を乗じて補正する。 [刊]で防水の表記がない項目で、防水モルタルとするものは、[標]の防水剤加算を[刊]に加算する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
防水モルタル加算	・仕上げ種別、下地種別厚さ	[標][代価] [刊]	m2	・防水下地 t 15 を基本単価として厚み補正する。
床モルタル塗り ・床モルタル塗、張物下地 ・防水下地、畳下モルタル塗 ・タイル、ユニットタイル下地 ・ラテックスモルタル（下地共） ・段床、蹴込モルタル塗り ・段床、蹴込タイル下地 ・目地押え加算	・仕上げ種別、下地種別厚さ	[標][代価] [刊]	m2	・一般タイル下地 t 37 を基本単価として厚み補正する。 ・ラテックスモルタル t 5+下地防水モルタル t 25 を基本単価として厚み補正する。 ・[標]はスロープ部のノンスリップ加工として@90 度程の目地押えを施した部分の加算を対象とする。 ・@1000 度ごとに施工する一般的な亀裂防止用目地は、金こて押えに含むものとして加算の対象としない。 ・バルコニー、廊下で幅木に勾配がある部分は、勾配部の平均した高さで一般幅木の該当高さ区分に含めて計上する。
幅木モルタル塗り	・糸幅	[標][代価] [刊]	m	・外壁の地盤に接するか所のモルタル塗で、設計寸法が明確でない場合は、GL-100mm までモルタル塗があるものとする。
外壁モルタル塗り	・仕上げ種別、下地種別厚さ	[標][代価] [刊]	m2	・[標]は t 10 とする。
壁防水下地モルタル塗り		[標]	m2	・塗装、仕上塗材、壁紙張りの下地調整に使用するセメント系下地調整材塗りは、塗量 1.5 kg/m2 とし[標]による。
壁薄塗りモルタル 柱（梁）型モルタル塗り		[標]	m2	・柱は壁モルタル塗+コーナー加算、独立梁型は天井モルタル塗+コーナー加算、壁付梁型は壁モルタル塗+コーナー加算として、柱・梁コーナーをそれぞれ集計して、[標]単価により加算する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
庇モルタル		[標][代価] [刊]	m	・庇などの小面積で役物を含むモルタル塗りに適用する。
笠木天端コンクリート直均し		[標][代価] [刊]	m	・幅300以上は床コンクリート直均しの単価とする。
笠木モルタル塗り		[標][代価] [刊]	m	
水切モルタル塗り、側溝モルタル塗り		[標][代価] [刊]	m	
窓台（水切り）		[標][代価] [刊]	m	・設計寸法が明確でない場合は、内法幅+10cmとする。
階段さらさらボーダー		[標][代価] [刊]	m2	・形状にかかわらず、まとめて計上する。
建具周囲モルタル詰		[標][代価] [刊]	m	・設計寸法（内法四周）の延べ長さを計上する。ただし、先付けサッシは計上しない。 ・防火建具等で打放し面と同面押え仕上の場合は、モルタル詰に含むものとし、こて押えは計測の対象としない。
防水入隅処理		[標]	m2	・モルタルコーナー面取り部に適用する。
大引下モルタル詰		[標]	m2	・大引下全面モルタル詰めとする。
吹付下地調整	・下地別	[標]	m2	・仕上げ塗材とは別途に、下地種別ごとに計上する。 ・スラブ下等の見上げ面は計上しない。
吹付下地処理		[標]	m2	・ボード面に仕上塗材を吹付けるときに計上する。
各種仕上塗材	・表面仕上、工法	[標][代価] [刊] [見]	m2	・実面積を計上する。 ・特殊な工法は[見]とする。 ・[見]の場合、下地調整あるいは下地処理が入っているかチェックする。
各種塗装		[標][刊]	m2	・外部、共用、内部別で種別ごとに計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
下地処理		[標][代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> RC 壁面に仕上塗りを行う場合に、下地処理を計上する。ただし、梁型（壁付、天井付）については側面、底面共計上する。
15) 木製建具工事 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> 建具記号、開閉方法、品質、形状、寸法 	[標][刊][見] [力][代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 住戸形式ごとに区分し計上し、仕様を明記する。 [標]以外の建具は原則として、[代価]とする。 [標]以外の附属金物は[刊][見][力]による。 各建具は付属金物共とする。
16) 金属建具工事 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> 建具記号、形状、寸法、性能、表面処理等 	[標][刊][見] [力]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 住戸形式ごと及び共用部に区分し計上し、仕様を明記する。 アルミニウム製建具は、耐風圧性能 S-6（6階以上）と S-4（5階以下）に区分して計上する。 建具金物、特殊金物、附属金物、二重水切、アルミ額縁、吊込手間、運搬及び工場塗装は複合単価に含むので、含まれる金物類を摘要欄に記入する。 標準建具以外は[見]とする。 材質ごとに区分し、か所当たりの材工見積（内訳要）とする。 各建具は付属金物（アングルピース等を含む）共とする。
17) ガラス工事 各種ガラス	<ul style="list-style-type: none"> 種別、性能、仕様、厚さ、一枚の大きさの区分 	[標][刊][見] [力][代価]	m2 m	<ul style="list-style-type: none"> ガラス清掃及びガラス留め材（種別は特記による）を別途計上する。 ガラスの定寸内ごとにまとめて区分し、計上する。
小窓ガラス			枚	<ul style="list-style-type: none"> 換気用小窓で彫込引手や面処理がある場合のみか所計上する。
ガラス留め材			m	<ul style="list-style-type: none"> アルミ製建具のガラス留め材は、原則としてガスケットとする。ただし、身障向住戸の玄関扉の小窓部は、シリコーン（1成分形）とする。シーリングの場合、ガラス片面周長の2倍を計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
養生・クリーニング		[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 木製建具のシーリング材は、原則として計測しない。 全てのガラス片面の面積を計上する。
18) 塗装工事 (共通事項)		[標][刊] [代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 外部、共用部に区分して計上する。 建具、鉄骨、及び各種プレートの塗装は[建数積]参考資料 表7仕上参考表の係数表による。ただし、建具枠のみの塗装の場合は、細巾物として計上する。
各種塗装		[標][刊] [代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 塗料種別、工程種別、下地材ごとに正味面積を計上する。 素地ごしらえは塗装の複合単価に含めているので、下地別に区分して計上し、摘要欄に「素地ごしらえ共」と記入する。 ボード下地は、ラワン合板、しな合板、無石綿ケイ酸カルシウム板、石膏ボード（突付け張り）とその他一般ボードと区分して計上する。
各種塗装（細巾物）		[標][刊] [代価]	m	<ul style="list-style-type: none"> 幅木、額縁、廻縁、見切縁（建具枠は除く）などで、糸幅300mm以下のものとし、延長の合計を計上する。
防腐剤		[標][刊] [代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 床束の防腐剤塗の範囲が明確でない場合は、床面より100mmまでとする。 <p>◆防腐剤の算出方法（例）</p>
19) 内外装工事 (共通事項)		[標][刊][見] [力][代価]		<ul style="list-style-type: none"> 見付面積とする。 役物については実延長を計上する。 捨て張ボードは、表面ボードに含めて計上する。
畳敷き	・仕様別、一畳/半畳	[標]	枚	

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
クロス張り	・種別、下地別、 防カビ無/防カビ 入	[標] [見]	m2	<ul style="list-style-type: none"> ・種別、下地別に区別して計上する。 ・クロス張り全面積をRC面（壁、天井別）、モルタル面、ボード面（ベニヤ合板面、無石綿ケイ酸カルシウム板面、一般ボード面）に分けて計上する。 <p>◆クロス張り、ボード張りの下がり天井及び梁の区分方法</p>
下り天井見切り縁	・材質、寸法別	[標]	m	
20) ユニット及 びその他工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> ・外部、共用部、内部に区分して計上する。 ・これまでの工事に含まれない全ての細目を計上する。 ・加工、取付、運搬、付属品、塗装、シーリング等を含めて計上し、摘要欄にその積算条件を記入する。 ・部材の仕様、及び形状、寸法を記入する。 ・標準外の造作物は、代価表を作成する。
流し台・コンロ台	・仕様、寸法	[標]	m2 か所	<ul style="list-style-type: none"> ・水切板、水切板支持金物共で計上する。 ・特型の水切板の場合は、水切板支持金物のか所数を記入する。
吊戸棚	・仕様、寸法	[標] [刊]	か所	<ul style="list-style-type: none"> ・吊戸棚、吊ボルトのHが、階によって相違する場合は、H=〇〇～〇〇とまとめて計上する。
カーテンレール	・材質、形状別	[標]	か所	<ul style="list-style-type: none"> ・材種別、形状別（シングル、ダブル）、工法別（天井、正面付）、か所別長さごとに区分し、計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
換気パイプ等	・材質、形状、寸法	[標] [代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 塩ビ製、鋼製共本工事で計上する。[公住積] 形状、寸法、ガラリ、グリル、シーリングの有無等を記入する。 給気用スリープ等で延焼線によるフード付きがある場合は区別して計上する。
樹脂製点検口枠	・材質、寸法	[標] [刊]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 金属製点検口は金属工事で計上する。 材種、寸法、仕上材（厚さ）別の区分をしてか所計上する。
換気扇取付枠		[標]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 木製の場合は木工事、金属製の場合は金属工事に計上する。
屋上各種架台		[標] [代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽架台基礎を除く、設備工事に含まない架台等を計上する。防水立上、仕上材、コンクリート、鉄筋、金物等の構成部材を代価表で計上する。なお、躯体スラブ面から立ち上がる架台については、防水敷き面を減数する。
吊フック取付手間		[標]	か所	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター用は、エレベーターシャフトのか所数、電気幹線用は、下記によるか所数とする。 (特記がある場合は特記を優先する) <p>◆吊フック数（住戸用MB 1系統当り） 住棟〈1～12階〉：各1か所（最上階の住戸） 住棟〈13階以上〉：各1か所 (8階と最上階の住戸)</p>
床目地棒	・材質、仕様	[標]	m	
階段段鼻ノンスリップ	・材質、仕様	[標]	m	
壁開口予定部目地材		[標] [見]	m か所	<ul style="list-style-type: none"> 片面で1か所として計上する。
スリット ・廊下壁スリット ・バルコニー壁スリット ・玄関ホール壁スリット	・寸法	[標] [見] [代価]	m か所	<ul style="list-style-type: none"> 部位、寸法(幅、高さ)別に区分して計上する。 1か所ごとに代価表を作成する。 増し打ち及び巾木を除いた寸法とする。 [標]以外は原則として[見]とする。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
(2) 附帯施設工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> ・集会所、受水槽ポンプ室・電気室、自転車置場、ピット式貯留槽、ごみ収集施設、機械式駐車場等の附帯施設工事は、原則として主体工事の要領による。 ・現状平均 GL は屋外工事の設定 GL と同じものとし、設計 GL は施設ごとの設定 GL による。また、根切り及び建設発生土の考え方は主体工事と同様とする。 ・鋤取りは、集会所工事、自転車置場工事で土間の根切りを行う場合に計上する。それ以外の附帯施設工事では根切りとする。
集会所工事	[標]	各項目 による		<p>自転車置場の土工事図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の建設発生土は、運搬費・処分費それぞれを各工事で計上する。 ・土工機械は屋外工事と兼用するものとし、その運搬費は主体工事で計上する。ただし、附帯施設工事を単独で発注する場合は、運搬費を計上する。 ・標準型の施設は、標準数量表を基準に増減した数量を計上する。 ・施設ごとにコンクリート打設手間、及びポンプ車損料を計上する。ただし、各施設の打設工程ごとの数量を計上する。 ・集会所以外の附帯施設は、工事科目ごとの分類はせずに、内訳書に連続して項目を計上する。 ・摘要欄に設計基準強度を記入する。 ・必要に応じて構造体強度補正費を計上する。 ・豎樋長さは樋足元カバーまでとし、樋足元カバー～最寄会所は屋外工事とする。ただし、集会所の会所までの専用接続管は豎樋に計上する。 ・工事科目は主体工事と同様とする。 ・畳工事を含む。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
受水槽ポンプ室・電気室工事		[標]	各項目による	<ul style="list-style-type: none"> 主体及び集会所と工事科目は同様とせず、内訳に連続して項目を計上する。
ごみ収集施設工事		[標]	//	<ul style="list-style-type: none"> 主体及び集会所と工事科目は同様とせず、内訳に連続して項目を計上する。 VP バルブソケット以降は屋外工事で排水管を計上する。
自転車置場工事		[標]	//	<ul style="list-style-type: none"> 駐車番号は図示により、1数字を1文字（12であれば2文字）として、合計数を摘要欄に記入する。
駐車場工事		[標] [刊] [見]	//	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、法面付根切りとするが、敷地条件、施工状況等により、山留め工法による場合がある場合は、主体工事と同様に計上する。 直接仮設については、主体工事と同様に計上する。ただし、地足場、水平養生は原則として計上しない。 デッキプレートについては、鋼材運搬費を計上しない。工場加工組立費についても、計測の対象とはせず敷手間としてm²単位にて計上する。 デッキプレート両面亜鉛メッキ品は、工場塗装を計上しない。
ピット式貯留槽		[標] [刊] [見]	//	<ul style="list-style-type: none"> 主体工事と同じとする。 土工事は縦掘りとする。ただし、根切り基準線、埋め戻し面、及び土量の処理方法は空隙貯留槽と同様の扱いとする。（貯留槽上部に異なる舗装底がある場合は、屋外工事の舗装・ウォールの土工事の計測方法と同様とする。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
(3) 屋外工事 (共通事項)		[標][刊] [見]		<ul style="list-style-type: none"> 原則として、屋外単価を使用する。 屋外一般附帯詳細図に記載無き項目は、全て代価表を作成する。 会所、排水管、舗装、ウォール等の図示記号を名称欄に記入する。
直接仮設工事			式	<ul style="list-style-type: none"> 屋外工事にかかる直接仮設費を計上する。 捨い分け区分（按分）により計上する。
土工事	・床掘り	[標]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 各区分に（排水、宅地道路構成その他工事）の最初の項に、「現状平均 GL=仮 BM-〇〇mとする」等と積算上の床掘り基準線を記入する。 屋外土工計画書を作成し、根切り基準線からの切土、盛土、床掘りの範囲及び深さを記入する。 原則として、現状平均 GL は住棟建設部分（住棟建物周囲 2mを含む）を除く敷地（附属棟の周囲は含む）の平均地盤面とし、設計 GL と異なる場合の根切り基準線は、主体工事と同様に扱う。ただし、高低差が著しい場合は、分割して平均 GL を設定する。（現状平均GLは、現状GL以下の舗装・排水施設等撤去物体積の空隙を考慮すること。主体建物周囲 2.0mの範囲外部分とする） 各工事内で発生する切土、床掘り、床付け、埋戻し等を集計した数量を計上する。 計測方法について <ul style="list-style-type: none"> ① ウォール・擁壁 仕上げ床下面とし、同一仕様で連続するウォールを計測単位として延べ長さで計上する。 仕上げ床下面ニウォールと接する舗装床下面とし、舗装との間にある縁石、側溝は計測対象外とする。また、内外で高さが違う場合や勾配がある場合は、平均高さによる。花壇の場合は客土床下面とする。 ② 舗装 連続する同一仕様の舗装面の平均高さを設計GL とし、根切り基準線から下にある床掘りは、切土として計上する。面積は縁石、ウォール等を含まない舗装実面積とする。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
排水工事	<ul style="list-style-type: none"> ・排水管布設 ・街渠側溝 ・空隙貯留槽 ・既設マンホール、下水道管、会所等接続 	<p>[標][代価]</p> <p>[標][代価]</p> <p>[代価]</p> <p>[標]</p>	m m か所 か所	<p>③ 縁石、街渠類、側溝類 ウォール又は舗装に接続する場合は、原則として、床掘り及び土量処理・発生土処分は計上しない。根切り深さが特に深い場合やウォール等に接続しない場合は、仕上面を設計GLとして計測する。</p> <p>④ 会所、街渠枠、集水枠、人孔会所蓋天端を設計GLとする。</p> <p>⑤ 排水管 接続する会所蓋天端を設計GLとする。 管径ごとに延べ長さと会所間の平均高さを求める土量を算出する。なお、会所内法寸法を含めないものとする。</p> <p>⑥ 工作物 接続する仕上面を設計GLとする。</p> <p>・管継手及び砂利地業は[標]に含むので別途計上しない。</p> <p>・側溝のR付きは直部に含め、別途計上しない。 ・側溝、L型街渠等の計測長さは、会所蓋等の外寸法を含まないものとする。</p> <p>・根切りは、総掘りとする。（1）主体工事（2）土工事による。 ・排水管、会所等の床掘り、床付け、埋戻しとは別に内訳に計上する。</p> <p>・新たに開孔するか所を管径ごとにか所計上する。</p>
宅地道路構成その他工事	・舗装工事	[標][代価]	m2	・舗装（路盤）種別ごとに計上する。
	・縁石	[標][代価]	m	・R付（コーナー曲がり程度）は区分しない。 ・公道付歩道縁石（建設局仕様）の場合は、R付部分を区分して計上する。
	・擁壁、ウォール等	[標][代価]	m	・R付（コーナー曲がり程度）は区分しない。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領										
	<ul style="list-style-type: none"> ・車止め ・標識 ・植樹桝、花だん ・団地名称板、案内板、消防用送水口、認定標示板 ・植込真砂土 ・植栽 ・植栽基盤 	<p>[標][代価]</p> <p>[標][代価]</p> <p>[標][代価]</p> <p>[標][代価]</p> <p>[標]</p> <p>[代価]</p> <p>[標]</p>	<p>か所</p> <p>か所</p> <p>か所</p> <p>か所</p> <p>m3</p> <p>式</p> <p>m2</p>	<p>・植込面積×深さにより算出する。</p> <p>・整備工法の種別、有効土層の深さ及び範囲は図示による。</p>										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>整備工法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td><td>現状地盤を粗起し後、耕うんする。</td></tr> <tr> <td>B種</td><td>現状地盤を耕うんする。</td></tr> <tr> <td>C種</td><td>現状の土壤を植込み用土により置き換える。</td></tr> <tr> <td>D種</td><td>現状地盤の上に植込み用土を盛土する。</td></tr> </tbody> </table>			種別	整備工法	A種	現状地盤を粗起し後、耕うんする。	B種	現状地盤を耕うんする。	C種	現状の土壤を植込み用土により置き換える。	D種	現状地盤の上に植込み用土を盛土する。
種別	整備工法													
A種	現状地盤を粗起し後、耕うんする。													
B種	現状地盤を耕うんする。													
C種	現状の土壤を植込み用土により置き換える。													
D種	現状地盤の上に植込み用土を盛土する。													
建設発生土処理工事		[代価]	m3	<ul style="list-style-type: none"> ・排水、宅地道路構成その他工事の建設発生土の合計を計上する。 										
土工機械運搬費		[代価]	式	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外工事用の土工機械及び舗装機械運搬費を計上する。 										
植栽機械運搬費		[代価]	式	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽用の機械運搬費を計上する。 										

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
(4) 撤去工事 (共通事項)		[代価]	式	<ul style="list-style-type: none"> 舗装、雑工作物類等（屋外の地中障害物を含む）を、この項で計上する。 撤去工事（運搬費含む）と解体廃材処分費は別項目で計上する。 撤去工事の要領は、解体撤去工事と同じとする。 改修工事等で、撤去・新設のある場合は、撤去工事のみをこの項で計上する。（集水枠、人孔類等のかさ上げ、蓋の取替え等は、新設工事科目の中で計上する。）
(5) 解体撤去工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> 捨い分け区分（按分項目）により数量を計上する。
直接仮設工事	・枠組足場（手摺先行）	[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 主体工事と同様とする。 各建物別に数量を計上する。 数量算出方法は、下記による。 $= \text{延べ長さ (m)} \times \{\text{パラペット天端 (m)} + \text{上部 1.7 (m)}\}$
	・単管抱き足場			
	・防音パネル、防音シート	[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 数量算出方法は同上とする。 種別については図示による。
	・養生防護棚	[標]	m か所	<ul style="list-style-type: none"> 主体工事と同様とする。
	・プラケット足場	[標][代価]	m	<ul style="list-style-type: none"> アスベスト含有の外壁仕上塗材除去がある場合に計上する。 外部足場設置範囲の各階に設置する。 階数×設置長
	・内部階段仕上足場	[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 階段室にアスベスト含有の外壁仕上塗材除去がある場合に計上する。 階数×床面積
	・各種運搬費	[標]	式	<ul style="list-style-type: none"> 主体工事と同様とする。
	・解体機械運搬費	[代価]	式	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去の工程表により、台数等を計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設費（外壁塗材アスベスト） ・仮設費（アスベスト成形板等） 	<p>[見]</p> <p>[標] [別紙]</p>	<p>式</p> <p>式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト含有の外壁仕上塗材除去がある場合に、住棟毎、附属棟毎に計上する。 ・アスベスト成形板等がある場合に、住棟毎、附属棟毎に計上する。 ・アスベスト含有物撤去の作業量は、以下のとおりとする。 内装仕上材(床/壁/天井) 13.0m²/日 (解体時) 仕上材m² ・作業人数 $\alpha = \frac{13.0m^2}{13.0m^2 \times \text{日数} (\text{※})}$ ※日数は工程表より確認する ・アスベスト成形板等撤去後清掃 (m²) 通常の整理清掃後片付けとは別に計上する。 ・開口部養生シート張り (m²) 住戸の外部に面した開口部を計上する。 ・防塵マスク (個) 原則として、半面形マスクと保護メガネのセット (フィルター1組付) とする。 ・防護マスク用フィルター (組) フィルターは半日毎に1回取り替える。 (2枚1組) ・保護メガネ (個) 半面形マスクの場合のみ計上する。 ・袋詰め (m³) アスベスト成形板等の合計を計上する。 ・廃棄袋 (袋) 0.07m³/袋とし、合計数量を計上する。 (整数に切上げ) ・フレキシブルコンテナバッグ (枚) 廃棄袋 8袋/枚とする。 (整数に切上げ)

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
本体建物解体撤去 (共通事項)				・住棟ごとに小明細を作成する。
本体建物解体撤去 附属棟解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート取壊し ・土間コンクリート取壊し ・無筋コンクリート取壊し ・煉瓦・CB 積取壊し ・水槽架台取壊し ・鉄骨造取壊し ・自転車置場鉄骨組取壊し ・内装材取壊し (木造床組) (間仕切壁) (壁) (天井) (屋根) ・木製建具取壊し ・金属製建具取壊し 	<p>[標]</p>	<p>m3</p> <p>m3</p> <p>m3</p> <p>m3</p> <p>か所</p> <p>t</p> <p>m2</p> <p>か所</p> <p>m2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート類取壊し数量には、躯体に付着する仕上げ材（モルタル、タイル等）は含めない。 ・内装仕上げ材類は、先行撤去としコンクリート類とは分別解体とする。 ・基礎部分と地上部分を区分して計上する。 ・無筋部分と有筋部分に区分して計上する。 ・ただし、砂利及び碎石は計上しない。 ・厚み 200mm未満部分と 200mm以上部分に区分して計上する。 ・CB 積の空隙は考慮しない。 ・架構面積 1m2 当りの重量 (kg) を算出し計上する。ただし、取壊し～集積までとする。 ・ただし、取壊し～集積までとする。 ・延面積で計上する。 ・屋根組のみ取壊しの場合は支柱切断のか所を計上する。 ・アスベスト含有材は部材ごとに区別し計上する。 ・束立て及び転がし床組のある床材に適用し、躯体内法面積を計上する。 ・躯体内法寸法による軸組面積を計上する。 ・間仕切壁以外の胴縁組壁仕上材の内法面積を計上する。 ・原則、下地材と仕上げ材の撤去を計上する。ただし、RC直貼り仕上げの場合は、仕上げ材の撤去を計上する。 ・天井組のある天井材を躯体内法面積で計上する。 ・屋根組のある屋根材は、見付面積で計上する。 ・見付寸法（建具番号）ごとに計上する。 ・見付寸法（建具番号）ごとに計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
その他撤去 (共通事項)	・雑金物取壊し	[代価]	か所t	<ul style="list-style-type: none"> か所計上できない物については、使用材料ごとに分類し、重量を計上する。 か所及びmで計上出来る場合は、代価表を作成し、各単位当たりの重量を計上する。
	・下屋取壊し	[代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 構造ごとに区分し、水平投影面積で計上する。ただし、LGS造及びS造については、自転車置場鉄骨組取壊しと同様とする。
	・家具、備品等取壊し～運搬、処分	[標]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 先行撤去する備品、家具等の体積を計上する。
	・残置物積込・運搬、処分	[代価] [見] [標]	m3 か所	<ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル品（テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫）及び消火器は別項目で計上する。 <p>◆別紙資料7に基づき、各項目の数量を計上する。</p>
	・外壁仕上塗材除去工事	[見]	式	<ul style="list-style-type: none"> 外壁仕上塗材にアスベストが含有している場合に、住棟毎、附属棟毎に計上する。
	・試験施工	[見]	式	<ul style="list-style-type: none"> 外壁仕上塗材にアスベストが含有している場合に、住棟毎、附属棟毎に計上する。
	・屋外等		m2	<ul style="list-style-type: none"> 建物以外で図面上に記載（撤去範囲）の撤去物を計上する。 路盤、碎石、砂利等の撤去は、図面に記載されていない場合は計上しない。
	(舗装等)	[代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 舗装の種類及び厚みごとに区分し計上する。
	(縁石ブロック、会所、側溝等)	[代価]	m か所	<ul style="list-style-type: none"> 種類ごとに区分して計上する。
	(フェンス等)	[代価]	m	<ul style="list-style-type: none"> 種類ごとに区分して計上する。なお、金属製の場合は、重量を計上する。
	(案内板等)	[代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 種類ごとに区分して計上する。なお、金属製の場合は、重量を計上する。
	(遊具)	[代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 種類ごとに区分して計上する。なお、金属製の場合は、重量を計上する。

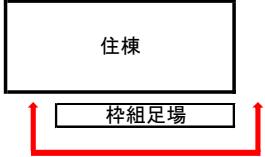
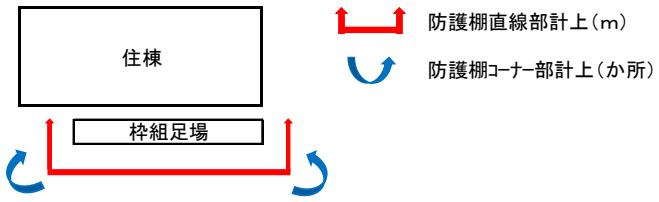
名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
	(カッタ一切) ・既存地中構造 躯体調査	[標] [標] [代価]	m m3	・種類ごとに区分して計上する。 ・図示範囲の面積に根切り深さを掛けた体積を計上する。なお、[建数積]の法付け工法にて（内側・外側）を計上するが、根切り深さは捨てコンクリート天端までとする。
その他撤去	・杭種・杭径調査 (地中構造躯体 撤去) ・埋蔵文化財試掘 調査	[標] [代価]	か所 か所	・図示範囲の基礎撤去（一律2m3）を計上する。 ・寸法は特設仕様書による。
害虫駆除		[標]	式	・住戸専用部分（増築部分を含む）、集会所の延べ 床面積（m2）、工事敷地全周（m）を計上する。
撤去跡整地		[標]	m2	・図面に記載がある場合は、工事敷地面積から舗装 及び土間等の面積（存置部）を除いた面積を計上 する。
給水管閉塞等 包含工事			式	
解体廃材処分		[標][刊] [見]	m3 t 式	・種別ごとに、建物本体及び屋外等を含めた集計數 量を計上する。 ・外壁仕上塗材にアスベストが含有している場合は 外壁仕上塗材を一式計上する。 ◆別紙資料7
設備関連資材撤去 工事		[代価]	式	
鋼板扉設置工事	・鋼板扉設置 (くぐり戸) ・防犯灯 ・その他	[標]	m か所	・仕様ごとに計上する。 ・解体撤去工事完了後に存置するもの（リース等は 除く。）は、この項目で計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
(6) 改修工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> 原則として、主体工事及び解体撤去工事と同様とする。 条件明示、設計図書による積上げを必要とする直接仮設は別計上する。 個別改修：複合改修にあたらない改修をいう。 複合改修：原則、床、壁、天井の下地共撤去し、スケルトン状態となる室内の全面的改修をいう。
直接仮設	<ul style="list-style-type: none"> 墨出し、養生、整理清掃後片付け、内部仕上足場 	[標]	m2 式	<ul style="list-style-type: none"> 住戸改善工事（スケルトン改修を含む）は、仕上工事がある部分と無い部分に分けて計上する。なお、移転用住戸整備工事の場合は、住戸内および住棟内共用部のクリーニングを計上する。 改修工事の直接仮設算出例 ◆別紙資料8 条件明示、設計図書による積上げを必要とする直接仮設は別計上する。
仮設間仕切り (出入口)	<ul style="list-style-type: none"> A種/B種/C種 	[標][代価] [刊]	か所 か所	<ul style="list-style-type: none"> 特記により出入口を計上する。 撤去共、処分不要とする。
仮設材運搬			m2	<ul style="list-style-type: none"> 運搬費は、C種のみ別途計上する。 仮設間仕切のA・B種については、運搬費共とする。 内部足場、外部足場、単管下地等の運搬費は、4t車を標準とする。
コンクリート工事 普通コンクリート (材料費)		[標][刊]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事のみで少量(1.7m³以下)の場合は、小型車(4t車)割増単価とする。
防水工事		[標][刊]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 改修工法別に区分し数量を算出する。 改修部分が少なく点在している場合は、か所別にその数量を計上する。
下地処理			m2	<ul style="list-style-type: none"> 特記により計上する。下地の状況によっては[見]とする。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
金属工事			か所	<ul style="list-style-type: none"> 新規に天井下地を設ける場合のインサート、あと施工アンカーの扱いは次による。 <p>※ 既存の埋め込みインサートを使用する場合は計測の対象としない。</p> <p>※ あと施工アンカーによる下地施工で、特記がない場合はあと施工アンカー(1.5 本/m²)を計上する。</p>
撤去工事				<ul style="list-style-type: none"> 改修部分の既設撤去は、撤去範囲・仕様、範囲外との切断方法を明確にして計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
(7) 耐震改修工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> 原則として、主体工事と同様とする。
①共通仮設費				
仮設洗濯機置場	洗濯機・乾燥機	[別紙明細] [代価]	棟台	<ul style="list-style-type: none"> 別添の参考明細書により、別紙明細を作成する。
バルコニー内 支障物 仮移設・復旧			式	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書 第2章 仮設工事の記載により計上する。 (工事影響住戸数×補強シート面積、戸数×物置面積)
室外機仮移設・ 再設置		[見]	台	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書 第2章 仮設工事に記載の参考台数を計上する。
退避部屋		[代価]	式	<ul style="list-style-type: none"> 図示に記載のある項目を計上する。 (住戸クリーニング、照明器具、エアコン、カーペット、カーテン等)
仮設樋設置		[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> 工事に支障が出る範囲を計上する。
建方機械器具		[見]	式	
②直接仮設工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> 原則として、個別改修の単価を適用する。
墨出し	<ul style="list-style-type: none"> 耐震フレース設置 柱鋼板巻き補強 増打コソリート壁新設 開口閉塞 耐震スリット設置 等 	[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 床・壁・天井を下地から撤去・新設する場合は床又は天井改修水平投影面積とする。 壁のみを新設・改修（撤去・新設）する場合は、新設壁の前面から1.0m範囲の床面積とする。 建具を既存壁に開口を設けて新規に取り付ける場合は、建具の内法寸法面積とする。 転体改修の場合は、新設壁の両面（外壁の場合は、片面）から1.0mの範囲の床面積とする。 耐震フレース設置の場合は、改修範囲が概ねバルコニー全体に及ぶため、改修の対象となるバルコニー床面積とする。 <p>※各工事で範囲を重複して計上しない。</p>

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
養生・整理清掃後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震プレース設置 ・柱鋼板巻き補強 ・増打コンクリート壁新設 ・開口閉塞 ・耐震スリット設置 等 	[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> ・床・壁・天井を下地から撤去・新設する場合は床又は天井改修水平投影面積とする。 ・壁のみを新設・改修（撤去・新設）する場合は、新設壁の前面から 1.0m範囲の床面積とする。 ・建具のみを改修する場合は、外部建具は建具幅に 1.0mとし内部建具は、建具幅に 2.0mを乗じた面積とする。 ・塗装改修で下地調整を省いた場合は、計測対象としない。 ・躯体改修の場合は、新設壁の両面（外壁の場合は、片面）から 1.0mの範囲の床面積とする。 ・耐震プレース設置の場合は、改修範囲が概ねバルコニー全体に及びため、改修の対象となるバルコニー床面積とする。 ・耐震プレース設置及び耐震スリット設置に伴い外部足場を設ける場合は、外壁から 2m（重複計測しない）の水平投影部分の範囲を計上する。 ・外部足場の足下周辺が対象となる為、1階部分で計上していれば2階以上では計上しない。 <p>※各工事で範囲を重複して計上しない。</p>
外部足場	<ul style="list-style-type: none"> ・枠組本足場（手摺先行足場） 	[標][代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> ・設置範囲及び仕様は図示による。 ・足場建て込み位置は、外壁及びバルコニー手摺芯から 0.3m離れた位置とする。（W900 枠の場合には、芯芯間寸法 750 となる） ・プレース設置部分の場合は、外壁及びバルコニー手摺芯から 0.9m離れた位置とする。（W900 枠の場合には、芯芯間寸法 1350 となる） ・改修外壁面に設ける外部足場では施工できない部分（バルコニー、開放廊下等）を有する場合は、奥行きが 1.0mを超える部分の水平天井面積を内部足場として計上することができる。
安全手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・枠組本足場（手摺先行足場用） 	[標][代価]	m	<ul style="list-style-type: none"> ・足場最上部の直線部水平延べm+妻側部mを計上 <p style="text-align: center;">【安全手摺】</p> <p style="text-align: right;">安全手摺(m)</p> <p style="text-align: right;">枠組足場直線部 + 妻側部</p>

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
内部足場		[標][代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、改修外壁面より 1.0mの範囲を計上する。 水平スリットの場合は、必要に応じて以下の範囲を計上する。 <ul style="list-style-type: none"> (1)スリット長さ $L > 1.0m$ $L \times 1.0m = 1$ (m2) (2)スリット長さ $L \leq 1.0m$ $1.0m \times 1.0m = 1$ (m2) 垂直スリットの場合は、必要に応じて以下の範囲を計上する。 $1.0m$ (左右 0.5mずつ) $\times 1.0m = 1$ (m2)
災害防止				
・垂直養生	<ul style="list-style-type: none"> ネット状養生シート 採光用防音シート (プレース設置工事のみ) 	[標][代価] [見][代価]	m2 m2	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、ネット状養生シートと同じ数量を計上する。 撤去期間のみ計上する。 <p>※ネット状養生シートの設置期間と重複しない。</p>
				<p style="text-align: center;">【養生シート】</p>  <p style="text-align: right;"> 養生シート(m²) (枠組足場直線部+妻側部) \times (足場高さ - ガードフェンス高さ(1.8m)) </p>
・養生防護棚		[標][代価]	m・ か所	<ul style="list-style-type: none"> コーナー部は、出隅および両端を計上する。
				<p style="text-align: center;">【防護棚】</p>  <p style="text-align: right;"> 防護棚直線部計上(m) 防護棚コーナー部計上(か所) </p>
・小幅ネット		[標]	m	
・プラケット足場 (プレース設置工事のみ)		[刊][代価]	m	<ul style="list-style-type: none"> 外部足場設置範囲の各階に設置する。 $階数 \times 設置長$

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
・バルコニー単管 組防音シート(透 明)養生 (フレース設置工事のみ)		[見][代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> フレース設置及び避難ハッチ等の設置による撤去がある場合、窓面数ではなく、工事対象住戸数を計上する。
・バルコニー内 仮設避難階段 (フレース設置工事のみ)		[標][代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 工事対象住戸数（ただし1階を除く）を計上する。
・仮設間仕切り	・A種/B種/C種	[標][代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書及び設計図書により計上する。 撤去共、処分不要とする。 運搬費は、C種のみ別途計上する。
・仮設材運搬費		[標][代価]	各仮 設に よる	<ul style="list-style-type: none"> 外部足場、災害防止等の項目毎に計上する。 ただし、仮設材に運搬費が含まれているものは計上しない。 標準は4t車とするが、敷地周辺の制約等で特記により小型車指定とする場合は、小型車（2t車）とする。
③土工事				
根切り	・つぼ堀及び布堀	[標]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 人力を原則とする。
埋戻し		[標]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 人力を原則とする。
建設発生土		[標]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 場内敷き均しを原則とする。
④鉄筋工事				
スパイラル鉄筋	・規格、径	[標] [刊] [見]	m	<ul style="list-style-type: none"> 設計数量を計上する。
鉄筋加工組立	・耐震改修用	[標]	t kg	
フレア溶接	・径	[標]	か所	

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
あと施工アンカー	・径、仕様、向き	[見]	本	
あと施工アンカート試験		[見][刊]		・原則として、計上しない。
⑤コンクリート工事				
コンクリート打設手間	流し込み工法	[標][刊]	m3	
コンクリートポンプ圧送	基本料金 圧送料金	[標]	回 m3	・基本料金は各階毎に計上する。
耐震補強無収縮モルタルグラウト	・材工共	[標][刊]	m3	
目あらし	・床/壁/梁/柱/天井	[標][見]	m2	<ul style="list-style-type: none"> ・各部位毎に計上する。但し、ハンドクラッシャー等によるはつり面を除く。 ・柱増設部：柱が接続する既設天井、柱、床面の面積を計上する。（1階パネル下～基礎含む） ・スラブ増設部：スラブが接続する既設梁、柱面の面積を計上する。
⑥型枠工事				
耐震改修用型枠		[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強コンクリート打設部の両面（片面）を計上する。 ・吹付仕上面は打放型枠、モルタル仕上面は普通型枠で計上する。 ・打放型枠はB種とする。【特記仕様書による】 ・打放型枠はコーソ処理共（壁）／コーソ処理無（天井）の2種類に分けて計上する。
耐震補強無収縮モルタル注入用型枠	・木製、高さ ・両面もしくは 片面	[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強コンクリート打設部上端の長さを計上する。 ・壁厚300未満はH=200、300以上はH=300とする。 ・運搬費共とする。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
目地棒	・種別、寸法	[標][代価]	m	<ul style="list-style-type: none"> 以下の部位について計上する。 <ul style="list-style-type: none"> ■既存柱と増柱面 ■新設 RC 手摺と既設 RC 手摺面 (バルコニー内部) ■避難ハッチ周囲(三方)
型枠運搬費		[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修用型枠の面積を計上する。 無収縮モルタル注入用型枠は加算しない。 4 t 車を標準とする。
耐震スリット	・種別、寸法	[見]	m	・シーリングは防水工事に別途計上する。
⑦鉄骨工事				
フレーム固定アンカー	・径、全長、定着長さ	[見]		
現場建方		[刊][見]	t	<ul style="list-style-type: none"> 原則として[見]とする。 見積は、材料、工場加工組立、鉄骨建方、鉄骨建方機械費等の内訳を明記したものとする。
建方機械器具		[見]	式	・共通仮設費積上で計上する。
鉄骨工場錆止め 塗料塗り	・工程、種別、 塗料種別	[標][見]	t m2	<ul style="list-style-type: none"> 塗り実面積又は重量（設計数量）を計上する。 軽量鉄骨も含む数量とする。 種別毎に区分して計上する。 コンクリートに接着する面は塗装しない。 錆止め塗料の種別については特記仕様書及び設計図書による。
現場溶接		[標][見]	m	・すみ肉 6mm換算値とする。
スタッドボルト	・径、長さ	[刊][見]	本	<ul style="list-style-type: none"> 径、長さ別に区分して計上する。 施工総数量での[見]とする。 ただし、見積書は、径、長さ別の単価内訳を明記したものとする。
アンカーボルト	・材質、径、長さ	[標][見]	本	・径、長さ別に区分して計上する。
超音波探傷試験費		[見]	式	・[標改仕]8.15.12 による。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領																														
塗装塗り	・塗料種別、工種 種別、下地、素 地ごしらえ種別	[標][刊][見] [代価]	m2	・塗料の種別については、特記仕様書及び設計図書 による。																														
⑧既製コンクリー トブロック工事																																		
補強コンクリート ブロック帳壁	・種別、厚さ	[標]	m2	・種別、厚さ別に区分する。（モルタル、補強鉄筋 を含む） ・片面又は両面化粧をする場合はコンクリートブロ ック化粧積加算を別途計上する。																														
コンクリートブロ ック化粧積加算	・片面、両面	[標]	m2	・片面化粧、両面化粧に区分し、それぞれ該当する コンクリートブロックの面積を計上する。																														
⑨防水工事 (共通事項)				・外部、内部に区分して計上する。 ・新規面、既存面に区分し、既存面には床又は壁の 清掃を含めて計上する。 ・実面積とし平場、立上り（壁）別に区分して計上 する。 ・側溝は平場面積に含めて計上する。 ・材種、工法、施工場所別に区分して計上する。																														
塗膜防水	・仕様、部位	[標]	m2																															
シーリング	・種別、寸法	[標]	m	・種別、寸法については以下の表の通りとする。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th><th>種別</th><th>寸法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存柱と増打柱面</td><td>PU-2</td><td>幅20mm×厚10mm</td></tr> <tr> <td>増打柱と新設RC手摺面</td><td>PU-2</td><td>幅20mm×厚10mm</td></tr> <tr> <td>新設RC手摺と既設RC手摺面 (バルコニー内部)</td><td>PU-2</td><td>幅20mm×厚10mm</td></tr> <tr> <td>新設RC手摺と鋼製手摺面</td><td>MS-2</td><td>△幅10mm×厚10mm</td></tr> <tr> <td>増設スラブとRC手摺面 (新設、既設共)</td><td>PU-2</td><td>△幅10mm×厚10mm</td></tr> <tr> <td>避難ハッチ周囲（三方）</td><td>MS-2</td><td>幅30mm×厚15mm</td></tr> <tr> <td>避難ハッチ周囲（手摺側）</td><td>MS-2</td><td>△幅10mm×厚5mm</td></tr> <tr> <td>避難扉とRC手摺面</td><td>MS-2</td><td>幅10mm×厚10mm</td></tr> <tr> <td>網入りガラス改修部</td><td>SR-1</td><td>幅5mm×厚5mm</td></tr> </tbody> </table>				部位	種別	寸法	既存柱と増打柱面	PU-2	幅20mm×厚10mm	増打柱と新設RC手摺面	PU-2	幅20mm×厚10mm	新設RC手摺と既設RC手摺面 (バルコニー内部)	PU-2	幅20mm×厚10mm	新設RC手摺と鋼製手摺面	MS-2	△幅10mm×厚10mm	増設スラブとRC手摺面 (新設、既設共)	PU-2	△幅10mm×厚10mm	避難ハッチ周囲（三方）	MS-2	幅30mm×厚15mm	避難ハッチ周囲（手摺側）	MS-2	△幅10mm×厚5mm	避難扉とRC手摺面	MS-2	幅10mm×厚10mm	網入りガラス改修部	SR-1	幅5mm×厚5mm
部位	種別	寸法																																
既存柱と増打柱面	PU-2	幅20mm×厚10mm																																
増打柱と新設RC手摺面	PU-2	幅20mm×厚10mm																																
新設RC手摺と既設RC手摺面 (バルコニー内部)	PU-2	幅20mm×厚10mm																																
新設RC手摺と鋼製手摺面	MS-2	△幅10mm×厚10mm																																
増設スラブとRC手摺面 (新設、既設共)	PU-2	△幅10mm×厚10mm																																
避難ハッチ周囲（三方）	MS-2	幅30mm×厚15mm																																
避難ハッチ周囲（手摺側）	MS-2	△幅10mm×厚5mm																																
避難扉とRC手摺面	MS-2	幅10mm×厚10mm																																
網入りガラス改修部	SR-1	幅5mm×厚5mm																																
⑩金属工事																																		
鋼製手摺	・材質、形状、 寸法	[見]	m か所																															

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
床下換気口	・材質、形状、寸法	[標][見] [力]	か所	
物干金物	・材質、形状、寸法	[見]	組	<ul style="list-style-type: none"> 壁付け、天井付けそれぞれで計上する。 天井付け物干金物は、既設スラブ面と増打スラブ面に分けて計上する。 新設の場合はインサート共、既設の場合はあと施行アンカー共として計上する。
室外機取付金物	・材質、形状、寸法	[標][見] [代価]	組	
⑪左官工事				
各種モルタル塗り	・施工部位、仕上げ種別、厚さ	[標]	m2 m	<ul style="list-style-type: none"> 特記がなければ、床（防水）モルタル塗は t 30、壁モルタル塗は t 25 として計上する。
吹付下地調整	・コンクリート面	[標]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 床、壁、柱面を計上する。（天井面は計上不要）
⑫金属建具工事				
避難扉	・建具記号、形状 寸法、性能 表面処理等	[見]	か所	
⑬塗装工事 (共通事項)		[標][刊] [代価]	m2	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事の塗装単価（新規面も含む）を使用する。 (注) 鉄骨工事における錆止め塗料塗りは、鉄骨工事で計上する。
各種塗装	・塗料種別、工種種別 下地、素地ごしらえ種別	[標] [刊] [代価][見]	m2	<ul style="list-style-type: none"> プレース材の塗装は、特記又は図示による。 記載がなければ、耐候性塗料とする。 上記以外の鉄部は、特記又は図示がなければ DP 塗とする。
各種塗装（細巾物）		[標][刊] [代価] [見]	m	<ul style="list-style-type: none"> [標]にはない細幅物（糸幅 300mm 以下）の単価を作成する際は、m2 単価に 0.4（係数）を乗じて算定する。 <p>出典：公共建築工事積算基準等資料 R2.3 月版 P.50</p> <p>国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課</p>

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
⑭ユニット及びその他工事 バルコニー床補強シート		[見]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 工事影響住戸数（ただし1階を除く）を計上する。
避難ハッチ		[標] [見]	か所	
⑮屋外工事				
一般会所	・仕様	[標]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 図示による。
排水管	・仕様	[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> 図示による。
⑯撤去工事 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> 原則として[標]とする。撤去の単価には集積及び撤去後の清掃まで含んでいる。項目のない物の撤去手間は設置手間の30%（再設置の場合は40%）とする。
カッター入れ	・コンクリート面及びモルタル面	[標]	m	<ul style="list-style-type: none"> 撤去範囲と既存仕上げの存置部分とのカッター入れは、モルタル又はコンクリート仕上げ以外の仕上げ材では原則として計測の対象としない。
撤去	・コンクリート	[標]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、ハンドクラッシャーによる撤去とする。
	・コアドリル	[見]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 径、長さ毎に計上する。
	・コアドリル+ウォールソー	[見][代価]	か所	<ul style="list-style-type: none"> 耐震スリットか所毎に計上する。
	・隔て板撤去	[別紙明細]	式	<ul style="list-style-type: none"> 別添の参考明細書により別紙明細書を作成する。 アスベスト含有物撤去の作業量は、以下のとおりとする。 内装仕上材(床/壁/天井) 10.0m²/日 (改修時) 仕上材 m² 作業人数 $\alpha = \frac{10.0m^2}{\text{日数} (\text{※})}$
				※日数は工程表より確認する

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
				<ul style="list-style-type: none"> ・アスペスト成形板撤去後清掃 (m2) 通常の整理清掃後片付けとは別にバルコニー内の面積の合計を計上する。 ・開口部養生シート張り (m2) 撤去隔て板に接する住戸の開口部を計上する。 ・防塵マスク (個) 原則として、半面形マスクと保護メガネのセット（フィルター1組付）とする。 ・防護マスク用フィルター (組) フィルターは半日毎に1回取り替える。 (2枚1組) ・保護メガネ (個) 半面形マスクの場合のみ計上する。 ・袋詰め (m3) アスペスト成形板の合計を計上する。 ・廃棄袋 (袋) 0.07m3/袋とし、合計数量を計上する。 (整数に切上げ) ・フレキシブルコンテナバッグ (枚) 廃棄袋8袋/枚とする。 (整数に切上げ) <ul style="list-style-type: none"> ・壁モルタル撤去 [標] m2 ・床モルタル撤去 [標] m2 ・天井仕上げ材撤去 [標] m2 ・コンクリート充填用穴コア抜き [見] か所 <ul style="list-style-type: none"> ・径、スラブ厚毎に計上する。 ・普通コンクリートで充填するものとする。 ・コンクリート充填用空気穴コア抜き [見] か所 <ul style="list-style-type: none"> ・径、スラブ厚毎に計上する。 ・普通コンクリートで充填するものとする。 ・鉄筋貫通用穴コア抜き [見] [代価] か所 <ul style="list-style-type: none"> ・径、スラブ厚毎に計上する。 ・無収縮モルタルで充填するものとする。 ・樹木撤去 [標] 本株 <ul style="list-style-type: none"> ・直接仮設に影響がある範囲を計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
	その他の撤去 鉄筋探査	[標] [見]	か所 か所	<ul style="list-style-type: none"> 耐震スリット設置工事の場合は、スリット1か所につき探査か所を1か所とする。 耐震フレース設置工事の場合は、各部位（柱、梁、スラブ）の施工面を1か所とし各部位毎に計上する。
発生材積込費		[標] [代価]	m3	<ul style="list-style-type: none"> 発生材分別表による。
発生材運搬費	・コンクリート類 ・アスファルト類等	[代価] [標]	m3 m3	<ul style="list-style-type: none"> 発生材分別表による。 標準は4 t 車とする。
発生材処分費	・コンクリート類 ・アスファルト類等	[代価] [標]	m3 m3	<ul style="list-style-type: none"> 発生材分別表による。
⑯外壁仕上塗材除去工事 仮設費		[見]	式	<ul style="list-style-type: none"> 外壁仕上塗材にアスベストが含有している場合に、住棟毎、附属棟毎に計上する。
外壁仕上塗材除去		[見]	式	<ul style="list-style-type: none"> 外壁仕上塗材にアスベストが含有している場合に、住棟毎、附属棟毎に計上する。
試験施工		[見]	式	<ul style="list-style-type: none"> 外壁仕上塗材にアスベストが含有している場合に、住棟毎、附属棟毎に計上する。
発生材処分費	外壁塗材（アスベ スト）	[見]	式	<ul style="list-style-type: none"> 外壁仕上塗材にアスベストが含有している場合に計上する。

名 称	摘 要	参考資料	単位	要 領
3. 設計変更の積 算要領 (共通事項)				<ul style="list-style-type: none"> 増減数量の基準数量は、原則として当初契約時の（元設計）の数量によるものとするが、部分的な変更で少量の増減数量の場合は、変更部分のみの数量で増減を行う。
直接仮設工事				<ul style="list-style-type: none"> 任意仮設は原則として変更しない。 ただし、建物面積、敷地条件等の変更が伴う場合を除く。
土工事				<ul style="list-style-type: none"> 当初想定の根切り工法を変更した場合は、土工事計画図により算出した数量を変更数量とする。 山留工法の採用、仕様及び施工範囲等を変更した場合は、その仕様、設置期間の区別に計上する。 工事着手後に現況地盤高さの変更が判明した場合は土量処理における基準線を再度設定する。 工事着手後に現況地盤高さの変更がなく地中障害物のみが判明し、その撤去を行う場合は、計画根切り内にある障害物の数量を撤去数量とし、その数量を根切り土量から減数する。 地中障害物の撤去は、主体と屋外に区分して計上する。 地中障害物撤去に伴う地盤の改良を行う場合は、仕様・施工範囲を明確にして、その計画体積を計上する。また、必要に応じて六価クロム溶出試験費を共通仮設に計上する。 上記理由や基礎形状の変更等により、計画掘削土量に変更が発生した場合は、建設発生土運搬処分、土工機械運搬費も合わせて変更する。
コンクリート工事				<ul style="list-style-type: none"> 設計数量が変更となる場合は、打設手間及び構造体強度補正、水セメント比補正も合わせて変更する。
木工事				<ul style="list-style-type: none"> 内装パネル部品の変更がある場合は、大工手間の数量も合わせて変更する。